

衛門・西山平左衛門各御普請奉行)

弘化5年 正・28 荒木敬三郎、御用人役御前に於いて仰せ付け

嘉永2年 4・25 堀鯉助在府中、使い番、御書翰役見習申し付け

11・朔 長岡右仲願いに依り御役御赦免、御用人本席仰せ出し

11・4 義倉方懸り交替、荒木敬三郎へ重に頭取申し渡し

11・5 岡部長左衛門御中老仰せ付け。堀丹宮(深作)御用人役

11・21 義倉方懸りへ、乗竹弼仰せ付け

12・7 早川庄兵衛思召しに在らせられ候に付き、願いの通り御役御免

12・15 荒木敬三郎御加判の列仰せ付け

嘉永4年 3・24 仙石右馬助跡目、恰(養子)百五十石

3・25 岡部長左衛門、御加判の列、御勝手方

懸り仰せ付け

12・5 岡部長左衛門、野間殺生筒御免

嘉永6年 7・17 当分の間、御用番御用筋取り扱い滞り無く御免(加藤四郎兵衛・依田市左衛門)

11・15 堀鯉助、御中老仰せ付け(二百八十石)

12・朔 堀新九郎願いに依り隠居、鯉助御加判の列仰せ出し

嘉永7年 正・5 岡部長左衛門、三十石加増、合わせ二百五十石

文久元年 6・2 荒木頼母江戸より帰国、祖父帯刀京都にて死去(交替、堀鯉助)

文久3年 正・15 御改革に付き、一代中老仰せ付け(稲垣広門・谷津助太夫)

御小姓組

2・20 多田弥太郎召し出し、二十俵二人扶持。

2・27 磯野逸騎願いの通り隠居、但見へ家督

3・24 仙石織人、堀丹宮帰役

百七十石

145

品 慶応2年 2・18 岡部鉄五郎思召し在らせられ、御
上 役御免

11 献 慶応3年 3・15 伴四郎左衛門御中老仰せ付け
7・12 加藤四郎兵衛養子長岡文次郎へ、家督

八十六石仰せ出し

10・20 仙石伊織御加判の列へ復帰

12・28 御中老谷津助太夫、願いにより退役御

用人席仰せ付け

慶応4年 正・17 堀丹宮、岡部長左衛門御中老仰せ

付け

4・11 仙石右馬介御加判の列仰せ付け

4・19 願いに依り乗竹弼隠居、孫孝太郎家督

百五十石

閏4・5 金沢次太夫、杉原三郎兵衛御中老に、

一柳・谷津御用人役

5・7 会計局より御勝手方御用人へ

9・朔 早川庄兵衛御加判の列へ復帰

明治2年 9・24 岡部豈人御役御免願い、預かり

11 献上品

文化12年 10・7 御献上山椒焙生に付き、替え品を

内尋

11・23 献上山椒焙生に付き、氷蒟蒻こんどう一箱替わ

りに献上

文政元年 8・23 献上山椒納品

10・20 献上山椒に焙出来に付き献上不可

10・21 山椒の替わりに伺いの上、氷蒟蒻献上

10・26 氷蒟蒻申請

11・17 山椒に焙出来に付き、差し控え伺い

12・17 山椒に焙出来に付き、左京ら年寄差し

控え伺い

文政5年 9・朔 山椒屋助右衛門、献上の山椒を納

めに罷り越し

文政7年 7・10 (江戸便六月二十七日) 串海鼠御献上くしなまこ

御滞り無く相済み

天保2年 7・朔 当年鮎あゆ払底乍ら、献上前に付き漁

猟出精の旨仰せ出し

7・朔 素人の鮎取りは、献上済む迄禁止

7・12 献上鮎不作に付き、替え献上品を江戸へ伺い。品の大小、少々の痛みありとも鮎献上されたき旨返事

天保3年 7・14 (江戸便) 暑中串海鼠献上(六月二十

七日)

天保5年 8・24 本年鮎小振り、日限迫るに付き、

美舎・気多郡へ小役派遣

10・14 献上品について山椒は及ばず、塩鮎は

例年通り心得の旨仰せ(久道喪中)

12・20 献上の塩鮎御伺いの処、山椒と同じく

献上に及ばず

天保7年 6・10 献上物に付き、御用番へ御伺い

天保8年 9・14 献上山椒、六骨柳の内、二骨柳川

へはめぬれ申し候由

11・14 従来献上の塩鮎、場所御上げ知になり

替わりに塩鮎を伺い、許可

天保9年 正・9 (江戸便、十二月十八日) 三御所様へ

塩引き鮎滞り無く献上

12・14 (十一月二十三日朝) 塩引き鮎御献上滞り

無く相済み

天保14年 12・7 御献上の寒中塩引き鮎詰め方、役

人吟味

嘉永5年 9・朔 当年より献上品御替わり干狗背おかわらび、

江戸のほか当地からも差し上げ

9・5 山椒に替わり当年より干狗背、御献上

に付き見分

嘉永7年 7・13 六月二十九日暑中串海鼠、滞り無

く御献上

安政3年 9・晦 献金に付き御目録等下され物

(町方、並びに在方三人)

10・20 江戸表大風雨に付き献金(嶋村与兵衛・

品 上 幸七・八右衛門

10・25 中和岡右衛門御用達仰せ付け。金四十

五兩献金

11 10・晦 献金者名前(町方船屋外三名)

11・朔 作方宜しく御米御肴献上(三木・片岡

村)

11・朔 献金 町方二人、在方三人

11・4 献金 町方二十三人

11・4 献金 在方金百三十五両ほか

11・20 日野辺村三郎太夫献金(金三両)

11・25 献金 三両二歩荒木村六郎右衛門

12・9 献金 在方

12・15 献金 在方

安政4年 10・2 (江戸便十月四日)明日御献上の干狗

背、吟味相済み、六日御献上

文久元年 8・19 昨年凶作に御手元成し下さる御礼

として、領内より米二十俵献上

9・2 上村より冥加米一俵献上

10・15 冥加米献上(上村庄屋七右衛門)

元治元年 10・朔 開田万作に付き冥加米献上(鍛冶

屋村九右衛門・上野村藤三郎)

慶応元年 7・20 朝廷へ国産の品、貢献方公儀より

同席触れ

8・17 公方様御進発に伴い、寺社献金目録

12・朔 長良三郎太夫軍用金として金百両献金

慶応2年 正・15 大黒屋喜平次金二十五両献金

7・28 朝廷に献上の国産は半紙十束

8・15 大砲製造のため銅製品を御馬廻り二番

組、大釜を小役人等献上

8・17 古銅等献上御馬廻り組一、三番組

8・20 砲薬を御小姓組、板金を警固役御中小

姓より献上

9・12 雷管二千献上、竹村次郎右衛門ほか六

名

10・21 献金人別(町・在)

12・2 貢献手続き書(十一月二十八日 上紙三

千枚)

12・29 町々個々より献金に付き、酒料

慶応3年 10・12 献米(安良・片間・三木・福居・伊豆

・桐野村ほか)

慶応4年 閏4・21 若殿様御婚姻に惣御郡中、惣町

方中より御祝い献上

明治元年 10・17 鼻緒商売の者共より、棕櫚木千本

献上

11・7 御献米石高、十一石七斗五升二合

明治2年 8・17 酒造鑑札頂戴に付き、金札十両献

金(河村又三郎)

明治3年 閏10・23 墾田の初穂に付き献上(宮内・袴

狭・中村)

12 城内・施設

文化12年 正・24 御本丸御上段下屋根抜け落ち、惣

体古く追々破損

5・13 御番囃子拝見仰せ付け

12・13 御媒納め。門松三十三飾り(外二門)

文化13年 2・29 御本陣達原長十郎、二階に於いて

御吸物御酒頂戴

5・7 三御門御櫓台草取り

7・23 東御門より大手御門御堀土手草取り

7・29 札場中の御土蔵、封印切れ

8・3 御勘定所中の御土蔵内無別条

12・13 御門松去年の通り三十五門

文化14年 12・25 御餅つきに付き、御目付以上御役

人麻上下着用

12・晦 年男、福大豆で御座の間御寝間を囃し
 文化15年 正・4 寺院年頭御祝儀御目見え

正・7 例年の通り御台所へ万歳

4・15 東御門より西御門迄、土手通り明日より草刈り

文政元年 12・13 御門松例年の通り三十七門相納め

文政2年 閏4・7 御堀端、八木町天王寺屋源蔵裏にて定杭打ち替え

5・晦 東西御門御堀、藻草取り

文政3年 10・4 御朱印長持一・二番、長持の品手

入れ後、左京・静馬相封にて土蔵へ納入

文政4年 正・4 御普請奉行達し（辰の日に付き御城

その外共屋根に水打ち）

6・3 東西御堀並びに鉄砲町口堀掃除

6・7 御勘定所休日変更（十々、十二日を休日）

8・17 御留守番へ唐紙等外し、涼しくして詰

めるよう仰せ

9・5 鉄砲町口御番所（正式の通路）

12・13 御媒納め御祝儀申し上げ

文政5年 閏正・29 山椒畑明き屋敷東西 南二十九間
北二十八間

南北 東三十五間
西二十四間半

3・3 五ツ半時揃い惣出仕上巳御祝儀、御大老・御年寄ほか御目見え

3・12 下男下女出替わりに付き、御条目

6・4 御櫓出来、建物並びに御修覆物、御城

にて見分

6・晦 桜尾御家中屋敷跡地見分

9・4 日野辺村迄御寄せ仰せ付け、御留め杭

打ち

9・10 御家中下女、出替わりに付き御条目

文政6年 3・13 山椒畑殺生御留め杭、取り払い

3・17 御勘定所普請中、札場と元方勤め別々の場所

の場所

5・11 御居間御繕い出来し、大老ら見分

9・11 山椒畑より日野辺迄、殺生御留め場

杭打ち

10・26 外曲輪練り塀修覆願い

11・2 外曲輪練り塀修覆許可

文政7年 3・23 山之中御寄せ取り払い、御留め杭も取り払い

文政9年 正・5 二の丸屋根、雪にて一間四方程抜け落ち

正・29 初午に櫓の太鼓差し出す様申し談じ

(初午二月六日)

文政10年 4・10 種粃漬け(内堀四月十一日、外堀四月十三日)

8・15 宮内台の内並びに荒木村辺、八月より三月迄殺生留め場

文政11年 10・28 柳町御土蔵完成前乍ら、御勝手方懸り御年寄見分

文政12年 2・15 明日より御城太鼓櫓屋根、御普請に取り懸り(東門脇)

3・27 種粃漬け(内御堀三月二十八日、外御堀四月五日)

文政13年 閏3・7 種粃漬け(内御堀閏三月八日、外御堀閏三月十七日)

閏3・9 鉄砲町御構い口橋出来に付き、往来明け

11・7 大手番所の飾り鎗の身、紛失を発見

11・27 御城に仕舞い置き候御唐紙紛失

天保2年 3・18 種粃漬け(内御堀三月十九日、外御堀三月二十八日)

8・15 東御門駒寄せ、九月諸杉御神事迄に修覆

天保3年 4・朔 種粃漬け(内御堀四月二日、外御堀四月八日)

12・8 表御門内腰掛並びに高塀雪にて破損

天保4年 5・21 此の度御使者の間、御広間向き御繕い御普請

5・27 御城御対面所等老朽に付き、御締まり筋第一に相心得申すべき旨

6・3 二紺三白の幕、訳柄御尋ねの処相知ら

ず旨返答

7・27 御広間向き御繕い普請出来

11・11 去辰閏十一月飯米の差し引きは、当暮

れと来春の二度

天保5年 2・25 御居間、大般はんにん若執行

天保6年 5・13 御対面所腰掛、御屋根御修覆申し

付け(御普請奉行)

5・13 西御殿御庭の内、井溝きんぼ浚え

天保7年 10・17 西御殿に飼い置かれ候鶴、京都の

鳥屋権兵衛へ下げ渡し

12・21 荒木玄蕃、室ノ台の見廻りを両師範

(砲術?)に依頼

天保8年 正・5 万歳福太夫、前々の通り祝儀万歳

勝手たるべき旨

4・7 御門、番所締めまり番

4・11 西御殿御道具、櫓に引き取り、御明さ

の門番等廃止

4・23 大橋御土蔵、南側壁破り米一俵盗難

7・15 盆中残暑強く御用の向き無くば、明十

六日御暇

8・5 御城山の猿、茶園荒らし候に付き両師

範打ち留め方申し談じ

8・19 山椒畑辺、猿作物荒らし候に付き、御

鉄砲打ち、打ち留め方申し渡し

9・2 御勘定所、御対面所内に、役場通用門

相立て

9・16 御修覆御役所、勘定所より御対面所へ

引き移り

9・19 御勘定御改革に付き、以前通り元方御

勘定奉行と唱え候様

10・23 明後日御清積に付き下され物(蕎麦切

り大二十舟ほか)

11・24 御家譜取り調べのため、家中へ古記録

差し出し方申し付け

12・3 御郡奉行、領知目録を心得のため拝見

12・13 例年の通り御門松三十三飾り相納め

12・25 此の節御用多に付き、明日より年頭七

種迄は日々出仕

12・26 年始装束その他につき指示

天保9年 正・3 年頭御目見えは、名主大庄屋のほ

か旧領含め惣小庄屋迄

正・4 三か寺本高寺並びに高德寺、西林寺、

年頭祝儀(宗鏡寺のみ六日)

正・5 御謡い初め、御盃の式

正・7 日々出仕の処、九日より隔日出仕、た

だし冬分の通り

正・13 願書の提出について申し渡し

2・14 御朱印領知目録など、江戸へ差し立て

準備

2・16 御朱印出立(舟木六郎左衛門ほか十八名)

外様の場・村山茂

閏4・8 村割り知行飯米、例月十二日の処当

分十三日に変更

5・26 御朱印、仙石主計付き添い本日滞り無

く到着(十三茶屋)

8・14 上小御料庄町明き屋敷御払い

12・21 歳暮、年頭の日程仰せ出し

天保10年 正・12 産物会所懸り初め

5・19 御出初めに付き、御城一の御門明け候

後、御用番封印

7・20 御城山の猿追い仰せ付け成され度く願

い(目野辺村、谷山、山椒畑)

7・27 右猿打ち留めのため、鉄砲打ち人少な

に付き四人増し人

9・19 かねての御城山猿打ち留めの儀、相見

合わせ

10・23 大坂銀主より殿様を角力すちうに御招待、

東門の多門より御覽

11・朔 晦日に仕出の節、差し料の刀置き場所

に見あたらず紛失届け

12・13 大屋根の雪ずりにて、弘道館温知齋潰

ゆ

天保11年 正・元 御弓初め

正・5 御具足飾り御祝い

正・20 御城山鹿狩りを申請、許可(日野辺村
ほか)

2・朔 日蝕に付き御暇

2・26 御郡方、元方御役所、御対面所より材

木町へ戻り

4・12 拍子木番、夜往来の節は大手門開閉候
様達し

4・26 材木町御勘定所、御繕い出来に付き明

日引き移り(御郡奉行 元方御勘定奉行)

4・28 御勘定向き、引き移りに伴う部屋割り

5・18 泊まりの節、番具持ち運びは、以後自
分にて仕り候旨

10・10 諸詰め番所御人割り

天保12年 正・7 例年の通り御台所へ万歳上り候由

5・9 御蔵にてふけ米出来、入札御払い。米

一石銀札三十匁五分

7・2 山椒畑辺猿多く威筒おとろ拝借願ひ(弘原町

分)

11・朔 御数寄部屋より銀札五十六匁七分二厘
盗難

天保13年 3・6 町家と混住地、追々屋敷替え、跡

取り払い

3・29 御留守中、内町半の拍子木御用捨

4・27 下馬場町御取り払い(家中屋敷)

5・24 町家入り交りの小屋敷、長屋繰り替え、

跡御払い

天保14年 正・24 祝儀万歳は銘々勝手たるべく。狂

言類堅く無用

2・20 御城山へ猿退治、砲術師範を含め、多
人数繰り出し

4・14 相對替えの屋敷は表向きのみ(内実は

元のまま)

5・17 清水御屋敷大破に付き、退出がけ同席

共見分

6・11 御勘定所玄関に飾り置きの弓に付き候
鞆しよ(ユガケ)二つ紛失

11・朔 日蝕七歩。日蝕に付き御目見え後御暇

天保15年 2・27 御田所へ蔭木に付き、伐り取り方

御願い(谷山分)

3・8 此節小もの人少なに付き十人御雇い

5・11 御城御亭屋根、今日より御修葺

6・朔 義倉再興材木町西南角へ追々普請。町
方教諭も兼ねる

8・8 義倉役所普請出来。明日より出初め十

五の日は講釈(桜井・井上)

8・25 大書院御床へ円覚院殿御画像懸け、同

席共拝礼

10・18 明十九日、御城向き御屋根御繕い等へ

御人差し出し方申し達し

弘化2年 3・21 大手堀、町並びに裏、東御門外上

堀、今日より草刈り

一 武 家 編
6・10 水払底に付き、御殿泉水の水差し留

め

11・23 積雪三尺余り、御城御殿向き御屋根雪

除け

弘化3年 5・25 御宝刀、近習番御手入れ

10・5 諸役所、手焙り例年より寒さ厳しく早

く相用い候旨仰せ

弘化4年 6・15 照り続き暑気強く、銀札加印当分

の間朝の内加印押しの旨

7・7 盆前御用多に付き十日より日々出仕

嘉永元年 4・10 御城一ノ御門内高塀建て直し

6・21 御勘定所御絵図等御手入れ(二十一日より二十六日まで)

より二十六日まで)

9・9 御囲い穀の糶、米に摺り立て大橋御蔵

へ相詰め

嘉永2年 11・12 義倉御改革、御勝手方一体に相成

る旨

嘉永3年 正・元 六ツ半時揃い惣出仕、二日〓五日、

十六日、月次五ツ半出仕(七日より例刻出仕)

正・元 今七ツ時過ぎ日蝕

8・11 御城二の丸、御次の間縁側の天井当七

日の風雨にて落下

嘉永4年 正・元 御城修覆願いの通り許可

4・21 東御門御普請中に付き年寄一統見廻り

5・4 東御門外御橋台、石垣崩れ所御普請出

来に付き見分

嘉永7年 10・2 東御門屋根御修覆、今日より取り

かかり

安政2年 2・5 久畑御本陣並びに、伊豆御番所見

分

5・17 (明日御帰城に付き)御居間御掃除出来

9・24 御櫓、当月切りにてメ切りの所、砲葉

仕入れもこれ有り、今暫く出仕

12・2 御城渡り櫓、雪にて潰れ、又は大損じ

安政3年 9・朔 日蝕四ツ九歩、四分半かかり

安政4年 6・24 今晚より二十六日迄福成寺上大岩

より畑村迄殺生留め

安政6年 8・24 福成寺上大岩より畑村迄、打ち

網留め場仰せ出し

12・11 殿中御風呂屋上にて小火

安政7年 3・17 御鳥屋焼失(曲淵佐右衛門)

元治元年 7・14 城内石垣修覆願い、公儀より許可

慶応元年 閏5・4 諸職人の鑑札、八木町会所の儀、

御作事内に変更

11・23 三か所へ番所御取り建て(二十四日荒木

村にも)

慶応4年 4・19 殿中諸役所取り縮め、配置替え

4・21 出石藩大改革仰せ出し

4・21 文武懸りに河合寛吾任命

4・21 改革人事発令

4・21 饑饉ききん軍粮のため、神倉取り建て

5・3 奥御近習御廃止

6・9 仙石伊織、屋敷差し上げに付き暫時西

御住居へ引き移り

7・朔 日蝕

7・23 仙石伊織西御住居拝領

明治元年 10・13 居城頽破の分、取り片付けたく願

書差し出し

13 御家騒動

11・23 新政府の命により藩機構を大改革

11・25 出火にて御出馬の節御供連れ人数改正

11・25 小役人席等御廃止

文政7年 5・6 (江戸便) 殿様当(四月)十八日ごろ

明治2年 7・朔 日蝕に付き休日

より軽き御麻疹

8・15 是迄三、八の日出仕休日のところ、以

来一、六の日に繰り替え

5・6 明四月二十日公方様上野に御成りに付
き神田橋へ殿様御詰めの処少々御不快にて役
人のみ詰めるよう御届け

11・17 各局場所御改め

11・18 爾来御殿・御対面所の称廃し、藩治庁

5・7 殿様御病状、麻疹は至って御順、とか
く痼症はげし

と相唱うべき旨

明治3年 9・21 天長節(二十二日)に付き、御酒料

明治4年 6・9 東門上の堀、蓮池埋め立てに付き

5・8 支度次第仙石左京、殿様伺いのため出
府(ただし俵新之助召し連れ
罷り越し候段申し差し)

漁獵勝手

6・23 爾来大手・東西の三門宿衛を廃止

5・8 引込み中乍ら殿様御不快に付き、長髪
のまま荒木玄蕃出仕

5・8 江戸表三日出し差し込み便(殿様御容
体)

- 5・9 左京、伴新之助召し連れ出立
- 5・9 御用の向きこれ有り支度次第立ち帰り出府(酒勾清兵衛)
- 5・10 酒勾清兵衛出立
- 5・12 (江戸表三日出) 殿様病氣御勝れ遊ばれず候旨
- 5・19 大森登ほか四名明二十日出府
- 5・20 早川保、鷹取己白御内用の向きこれ有り江戸より出石表へ(八日出立)
- 5・21 家中へ殿様の容体相達し
- 5・22 早川、鷹取夕方帰着(早川は二十五日江戸へ帰着)
- 6・2 鷹取己白滅石の上、御番医御免差し控え(六日赦免)
- 6・6 (五月二十二日)左京・清兵衛一緒に着府
- 6・7 雅次郎様御用意次第江戸表へ御引越しの旨家中へ達し
- 6・7 女中の儀は渡辺喜左衛門妹分にて、二

- 人と下女四人引越しの体
- 6・10 雅次郎様御上下着御祝い(四歳四か月)
- 6・12 雅次郎様御発駕は十九日と決定
- 6・18 大殿様、雅次郎様御実名を久利と命名ひさとし
- 6・19 雅次郎様四ツ時前、御機嫌よく御発駕
- 6・26 雅次郎様御道中
- 6・27 仙石左兵衛御役御免、御城代席三百石仰せ出し
- 7・12 雅次郎様、三日大井川御渡川、八日御着座予定
- 7・18 雅次郎様、道之助様と御改名、九日正八ツ時御着座
- 7・21 当月十二日道之助様御養子願書差し出し、十三日滞り無く御請け取り相済み
- 7・21 当月十四日晝、寅の下刻殿様御逝去
- 7・22 町方へ申し談ず(紺屋染物は裏にて、豆腐屋穩やかに碓搗うすぎ、今日より可)
- 7・22 御法号御国入り日程発表表

7・22 鶴墓辺と行馬門外東の方へ仮小屋、仮
番所を設置

7・25 御法号経王寺へ(信恭院殿)

7・26 御尊骸大乘寺へ入らせられる旨(江戸)

7・27 二十八日より機織り、物干しなど御免

8・7 七月二十一日信恭院殿御尊骸、五ッ八
歩御出棺、御納棺八ツ時前済み

8・7 墓誌銘の撰文、伊藤半平、書は増田七
郎へ仰せ付け

8・11 (七月二十九日)道之助様御道中費用
(金三百九十一兩二朱、錢四百二十文)

8・12 御追善施行(米三千八石四斗、人数一万四
八八八人)

8・17 殿様御逝去に付き自他座頭へ配当(銀
百二十七匁、四十三人)

8・19 諸商人、呼び売り明日より御免

閏8・4 中陰明けに付き、慎み事明日より赦
免

閏8・15 六日御遺領相違なく拜知、柳之間席
仰せ

閏8・15 道之助様、殿様と称し候旨仰せ出し

閏8・23 (閏八月七日)御用の向きも無く、十
日帰発候様仰せ出し(左京)

閏8・23 左京へ凶事心配の礼として下され物

閏8・23 (閏八月九日)左京、倅新之助を召し
連れ出石表へ出立

閏8・28 殿様御家督に付き、自他座頭へ銀高
三百八十八匁、人数七十七人

閏8・28 左京並びに左京拝借の者帰着

9・5 惣御侍へ御直書拝読

10・19 御家督御祝儀に町方・在方惣代参府

11・朔 御家督御祝儀町在に下され物

文政9年 9・27 酒勾、磯野、仙石(造酒)ら御役御
免

9・29 仙石主計、当分御勝手方懸り仰せ付け

10・21 青木彈右衛門御加判の列仰せ付け

文政10年

- 10・21 河野瀬兵衛引き請け番方加わり御免
- 10・25 左京、折々出仕御政事向き大要の処相心得申すべき旨仰せ出し
- 10・25 大森登、山村貞御加判の列、それぞれ三百五十石
- 5・17 左京、静馬、登、貢、金談不成立に付き差し控え伺い
- 5・19 主計ら九人御勝手方御役御免を願い出。差し控え申し渡し
- 5・21 新人事仰せ付け(御勝手懸り静馬、青木、山村)
- 5・25 関口齡助、御蔵元メ席、御勘定奉行差し添え
- 5・27 仙石主計疝積氣に付き、今日より引き込み候旨申し達し
- 5・27 甚助家族召し連れ、出石へ召還され本日帰藩
- 6・3 宇野甚助、御蔵元メに起用

- 6・5 河野瀬兵衛、番方仰せ付け置き候処御役免

- 6・14 瀬兵衛隠居、蟄居。弟新太郎へ家督三十俵四人扶持

- 6・19 仙石主計弟ほか、不届きの儀あり差し控え(主計二十五日赦免)

- 8・16 原市郎右衛門御役御免、三十石減知

- 8・25 左京、甚助播州より帰着

- 10・22 宇野甚助妻と離別

文政11年

- 6・27 御役御免慎み仰せ付け(土岐八月十二日、大塚八月七日荒木八月十七日慎み赦免)

- 9・9 甚助再婚願い

- 9・11 甚助昨夜婚姻相整い、有難き旨御礼言

上

文政12年

- 8・7 仙石新之助、名を小太郎と改め度く、左京より願書

- 8・27 仙石左京、岩田静馬姉と再縁申し度く

願書

9・21 左京、岩田静馬姉と再婚

11・11 仙石小太郎風邪氣に付き、今日出仕見
合わせ

文政13年 正・27 宇野甚助、御郡奉行月番は御用多
に付き赦免

12・13 田中惣兵衛始め五人御役御免慎み仰せ
付け

天保2年 正・21 仙石小太郎、松平主税娘と縁組許
可(十二月十二日願書提出)

4・7 左京姉(酒勾清兵衛妻)死去

5・15 小太郎嫁取り(当秋中)に付き借人(女二
人)願ひ

10・11 小太郎前髪執らせ度く願ひ

12・朔 小太郎御年寄見習誓詞差し出し

12・29 小太郎召し出され、新知六百石

天保3年 正・4 左京妾、男子出産

一 武家編
正・22 仙石主計、荒木玄蕃、酒勾清兵衛、原
市郎右衛門ら隠居、逼塞仰せ付けられ、減知

の上、伴へそれぞれ家督仰せ付け

2・朔 小太郎前髪執り候に付き下され物

2・11 (人事) 甚助二十石加恩御用人役、齡助

十石加恩等……

6・11 河野瀬兵衛、離散仰せ付け

9・15 宇野甚助、京都住居御免

11・22 関口齡助再婚(青山下野守様御家中高木
権兵衛二女)

12・28 来已年上げ米御用捨、拝借米仰せ付け

天保4年 正・21 左京病身により勝手方辞退申し出
を差し留め(辞退届け去辰十月)

7・朔 関口齡助二十石御加恩

8・5 宇野甚助三十石御加恩(二百八十石)

10・21 江戸藩邸、儉約の趣旨徹底の達し

12・26 河野瀬兵衛召し捕りのため、生野表へ
派遣(山本耕兵衛・永井喜右衛門)

12・26 河野瀬兵衛召し捕り後揚り屋入りに付
き、揚り屋見分

12・27 河野瀨兵衛、親類より久離の届け提出
 12・28 来年も本年に引き続き上げ米御用捨仰
 せ出し

天保5年 正・元 宇野甚助御用人として御代参

正・5 河野瀨兵衛召し捕り一件について生野
 表と往来

正・13 河野瀨兵衛こと公辺御伺いに相成り、
 江戸留守居へ書状

正・16 仙石主計、荒木、酒匂、原の四人大殿
 様より御尋ね

正・20 (江戸便) 正月八日河野瀨兵衛離散御構
 いの旨、諸奉行所へ届け出

正・22 御目付二名、主計ら四人の口書確認の
 上、奥書印形とり

正・27 河野瀨兵衛・四人一件に付き、御用懸
 り等を仰せ付け

正・27 河野瀨兵衛伴、弥次兵衛腹痛氣にて追
 い込め中ながら月代改め

2・12 公儀より仰せ出し(瀨兵衛生野陣屋へ引
 き渡し)

2・18 河野瀨兵衛生野へ引き渡し相済み罷り
 帰り候旨

3・11 大殿様御不快に付き、医師一人ずつ泊
 まり番仰せ付け

3・16 (江戸便) 神谷転出奔にて行方知れずの
 旨兄七五三より届け出

3・25 京医吉益周助、出石に到着(供廻りの者
 二十八人)

4・4 大殿様少々御むらに在らせられ、服薬に
 て御披ひらけ

4・5 大殿様昨夜半より御快方

4・9 河野瀨兵衛受け取りのため、生野表へ
 罷り越す様申し談じ

4・13 生野より瀨兵衛十五日に引き渡しの旨、
 連絡

4・15 京医吉益周助、大殿様御快方に付き御

暇

- 4・15 河野瀨兵衛、夜九ツ時ごろ召し連れ帰り直ちに揚げ牢入り
- 4・17 京医今朝出立
- 4・22 原市郎右衛門死去(左京母方の従弟で原敏郎の父)
- 6・朔 京医吉益周助伺いのため今昼到着
- 6・7 吉益周助へ二十人扶持(十二日京へ出立)
- 6・15 大殿様不快に付き京医御頼みの経費、計銀札八十六貫二百五十七匁
- 6・28 (江戸便) 火急の場合、人少な現状を申し越す
- 8・2 河野瀨兵衛に対する尋問書
- 9・朔 大殿様御不快故、御面倒にて書類は左京へ差し出す様仰せ出し
- 9・3 大殿様次第に御疲労、御寝勝ちにて四日晝七ツ時御逝去
- 9・4 大殿様御逝去に付き京医に診療差し留

めの使者(丹波沓掛にて出会い)

- 9・5 大殿様の御逝去を發表、御遣骸は宗鏡寺へ
- 9・5 御中陰中の御日取り(初七日九月十日、百か日十二月十五日)
- 9・5 御遣骸の御沐浴五ツ時過ぎより八ツ時過ぎまで滞り無く相済み
- 9・6 紺屋染物、豆腐商売、今日より御免
- 9・6 毎夕願成寺等読経、その節酒は一切取り扱わず
- 9・9 仕立物、提灯屋など今日より御免
- 9・10 葬送の節の供の人名發表(十一日に勤め方人名發表)
- 9・12 生野地役人より御供えに、氷蕎麦一箱
- 9・14 御墓誌、御棺蓋銘文桜井一太郎、井上謙藏撰文候様仰せ付け
- 9・17 小頭以下月代改め、明十八日より御免(幼年下人は十一日より)

- 9・21 大殿様の病状、江戸表へ報告に付き返
事来信
- 9・22 紫野高桐院真峰和尚御新葬に付き明日
到着
- 9・23 来る二十六日御新葬の旨発表
- 9・26 今日御葬送、西御門より田結庄―八木
―魚屋―姉小路―寺
- 10・3 天真院殿御位牌経王寺へ。一夜越し法
事
- 10・12 大奥様御薙髪、常真院様と称し奉るべ
き旨
- 10・22 此の度ほどの嚴重なる御葬式は隣国に
もこれあるまじく……
- 10・24 御侍中、月代明日より改められ候、魚
鳥も苦しからず旨
- 11・5 西御殿今日切りにて明日より引き払い
仰せ付け
- 11・5 鶴の儀は当分是迄の通り。太助は餌飼
- い致し候様申し付け
- 11・5 神谷転、親類(金沢半蔵)より久離届け
- 11・27 御位牌京都より差し越し候に付き、宗
鏡寺・経王寺へ持参
- 12・4 西御殿御間向き、御普請奉行並びに、
御目付へ引き渡し
- 12・5 (人事発令)長岡右中御中老、その他
- 12・5 西御殿向き、今日切りにて御メ切り、
門番にて締まり
- 12・11 西御殿勤め小頭以下の面々へ申し渡し
- 12・16 金沢半蔵、思召し在らせられ候に付き
御役御免
- 12・27 人事発令あり
- 12・28 左京二女、河合庄左衛門伴と縁組願ひ
- 12・29 御勝手向き必至に付き、来未年は御借
り受け米一石に付き三十匁
- 天保6年 正・25 諸役人へ明二十六日の準備、それ
ぞれ内々に申し付け

正・26 仙石主計、荒木玄蕃、酒匂清兵衛剃髮の上囲い場入り

2・3 出町囲い場の三人の者病用懸りに、湯

谷友雪任命

2・5 (人事) 町奉行浅村治右衛門、御郡奉行

長谷川矢柄等

2・5 瀬兵衛一件懸り、囲い場の面々同様相

心得申すべき旨(小川八右衛門)

2・11 天真院殿墓誌銘、撰文並びに相認め候

に付き下され物(二太郎・謙蔵)

2・11 宇野甚助御堀端通りに、拝借地仰せ付

け

2・21 仙石左兵衛、今般御加判の列へ帰役仰

せ付け

2・21 宇野甚助五十石御加恩(合計三百石)

2・21 囲い場番士へ差し入れは食事のみ、以

外は御目付へ伺いの上

3・7 左京疋積氣にて、三度目の引きこもり

願ひ

4・15 左京、上御取り扱い分格

4・23 石原新吾ら借財談合のため、特に出府

許可

4・25 殿中忌中明けの届け、去る七日に御用

番へ差し出し

5・11 神谷転去四月二十日江戸にて召し捕り

5・26 左京の隠居願ひ書差し下げ、慰留仰せ

付け

5・27 大森登老衰に付き願ひにより御役御免

6・5 宇野甚助御郡奉行兼帯御免

6・5 来る七日瀬兵衛御仕置仰せ付け。これ

により取り調べの上相伺い申すべく

6・5 瀬兵衛処刑に付き、七日成敗場へ罷り

出申し付け(二十八)

6・6 神谷転の引き渡し延引について江戸よ

り連絡

6・6 早川ら四人の借財懸け合い経緯報告

- 6・6 瀬兵衛明七日処刑に付き諸準備
- 6・7 瀬兵衛五ツ時過ぎ磯場にて打ち首
- 6・11 大森登隠居願い(七月二十一日許可)
- 6・23 神谷転引き渡しの際一月寺よりの申し立てにより延引
- 7・21 大森登隠居、在勤中不都東あり家督百三十石に減知、差し控え
- 7・29 早川ら四人の借財取り扱い金として甚助より四百六十兩差し立て
- 8・5 左京病後に付き此の度の出府は御用捨
- 8・17 左京以下寺社奉行より出府の御呼び出し飛脚到来
- 8・17 (寺社奉行)御乗り出しについて御坊主より殿中の模様を仄聞
- 8・17 寺社奉行へ殿様由緒の分差し出し
- 8・17 神谷転引き渡し願書寺社奉行の差し図任せ
- 8・18 呼び出しの面々それぞれ御用部屋に於

- いて仰せ付け
- 8・19 呼び出しの面々それぞれ出石出立
- 8・21 仙石左兵衛呼び出しに付き出立
- 8・24 仙石小太郎、山田八左衛門、御用番(服部弥兵衛)宅で寄り合い
- 8・24 渡辺誠介呼び出し
- 8・26 支蕃、主計、清兵衛、道中についての注意事項
- 8・26 神谷転について届け書、寺社奉行井上河内守様へ持参
- 8・26 大塚甚太夫、久保吉九郎、西村門平禁足
- 8・26 早川ら四人別々の小屋を下され、足輕中間を付き添え
- 8・晦 神谷転の身柄、寺社奉行へ御引き渡し
- 9・13 仙石左京ら十四人着府(丑月三日)
- 9・13 五日五ツ時、脇坂様より左京大罪人とお叱り

- 9・13 御家御大切の場に付き、親類方家老を
招集（江戸）
- 9・13 仙石小太郎ほか五人、呼び出しに付き
十四日出立
- 9・19 公儀御吟味に付き万端穩便に取り計ら
い方達し
- 9・19 当月九日出江戸別便到来。左京らの消
息
- 9・23 江戸便到来。呼び出し、差し出し書類
等指示
- 9・24 江戸藩邸と脇坂様との間の文書往来
- 9・24 吟味による人別往来、系図等の差し出
し
- 9・25 呼び出し人出立、着府届け、藩士へ勸
め方の達し
- 9・27 此の節柄に付き御武運長久の御祈祷
（稻荷・諸杉社）
- 10・朔 家中へ万端穩便に致し候様、重ねて達
し
- 10・3 分家御内談、殿様（政美）病状の記録提
出、吟味呼び出し
- 10・3 揚り屋送り物。借財公訴一件皆済
- 10・3 御家長久の御祈祷。祭礼延期。由緒書
差し出し
- 10・5 中川修理大夫、秋月筑前守御趣旨御達
し（口演）
- 10・11 蒲団の差し入れ本人願い出、牢屋敷よ
り連絡
- 10・11 左兵衛ら呼び出し。左京ら系譜差し出
し命令
- 10・12 御朱印、蔵入日記、御櫓御武具帳、差
し出し命令
- 10・12 仙石小太郎虚弱の上、癩症御座候に付
き申し上げ
- 10・12 役替え、加増、減高の調査書提出
- 10・12 見舞品、静馬方へ市右衛門名にて差し

出し

10・13 町在へ穩便の御達し

10・17 由緒書、親類書共五十四帳差し立て

10・21 御朱印、蔵入日記等差し出し、その他

吟味関係

10・21 脇坂様吟味関係

10・24 揚り屋入りの面々除名処分

10・24 此の度の一件に付き町方、在方それぞれ

各社へ御祈祷

10・晦 寺社役を以って御留守居へ照会とその

回答

10・晦 早川ら一件、脇坂様へ書き上げ提出

10・晦 重役御座無きに付き左兵衛、右仲の内、

出仕差し免じ方御伺い

10・晦 永隆寺より上野御執当中へ、仙石家に

付き歎書差し出し

10・晦 服部弥兵衛、長岡右仲の名代を仙石左

兵衛にと御願い

11・朔 御朱印、土蔵へ御長持入れ置き

11・13 由緒書、親類書提出は三十二家分

11・13 町在より公辺へ願い出度き旨、尤なが

ら此の節柄有め遠慮

11・17 常真院・貞恭院様御不快軽からず、脇

坂様へ医師お願い

11・19 常真院・貞恭院様、御容躰書到来

11・21 常真院様当十日午ノ下刻御逝去（久道

室。実際の死去は九日酉の刻）

11・27（江戸便）十一月十八日貞恭院様追々御

快方。常真院殿御葬送十七日相済み

11・27 吟味一件諸事取り計らいは榊原主計頭

様方へ罷り出候様達し

12・5 門松は此の節柄故、印までに小松を相

飾り候様申し付け

12・7 仙石左兵衛ほか十六人（十一月）二十四

日呼び出し

12・9 左京、静馬、甚助の家族名簿提出

天保7年 正・3 岩田丹太夫風説あり、小役にて吟

12・19 御吟味一件結着の御奉書到来(滅知閉門、左京獄門その他)

12・19 城内の諸門メ切り、小門より通行の旨

12・19 家中へ閉門中の心得達し

12・20 閉門中の門出入り、出仕に關する達し

12・20 仙石正次郎、岩田虎太郎、宇野庄之助

出府用意

12・21 左京ら五家、家財整理方を申し渡し

12・22 閉門中の病人取り扱いについて達し

12・23 明朝出府の仙石正次郎へ、乳母付き添

いを親類より歎願

12・24 正次郎ら三人、今朝江戸表へ出立

12・24 一件連座の人々の処刑申渡書写し

12・25 一件連座の親類締まりのため罷り越し

度く、公務御用捨

12・28 仙石正次郎出府付き添い、その他道中

心得方伺いの返書

味願い

正・7 近所(二里位)は、医師密かに往診可

正・7 左京頂戴の具足、二領十六両で買いい

し

正・9 御為筋心付きの儀、遠慮無く申し達す

べき旨

正・9 仙石左兵衛、兄左京の件につき隠居願

い

正・9 川路弥吉ら、左京一件吟味骨折りに付

き下され物

正・10 三方石仰せ蒙られ候に付き、御分限御

趣法立て御用懸り任命

正・23 仙石正次郎外二名着府、中川家へ御預

け

正・25 左京らの欠所についての伺い書、阿部

・中川両家より差し出し

正・28 阿部・中川両侯より御口演書。家中へ

申し渡し

- 2・朔 阿部・中川両侯の口演書家中へ申し渡し
- 2・4 明五日、初午に付き城下口にて入り込み申さざる様、町同心差し出し
- 2・4 仙石正次郎ら仰せ渡し（父の科により遠島、ただし十五歳迄親類預かり）
- 2・9 子供の物売り声高く時節柄に付き親々申し付け方不行き届き
- 2・9 郷村字帳の件
- 2・9 減知に付き御暮らし方も御省略
- 2・9 百姓共、陳情のための出府は致さぬ様御取り扱いの旨達し
- 2・9 遠島者に対する差し立て物
- 2・9 御仕置家族への捨て扶持
- 2・9 左京より引き上げ候具足（円覚院殿御用い遊ばされし品）
- 2・17 郷村御高帳計二十四冊江戸へ差し立て
- 2・21 年寄山田弥左衛門御呼び出し、中追放
- 2・21 欠所の品数少なく再調査の命
- 2・21 下通りの町人は商売留めは無用の旨
- 2・25 渡世難渋に付き惣町へ米百五十石
- 2・25 下郷より献上物並びに御用仰せ付けなされ候様願ひ書
- 2・25 網場村渡辺太兵衛よりも右同断
- 2・29（御長柄奉行格）関口貽助御役御免願ひ
- 2・晦 美含・養父・気多郡より大庄屋共歎願のため出府
- 3・朔 御目付小川八左衛門、同白田弥兵衛御役御免願ひ
- 3・3 御目付高山定右衛門、同関口角右衛門、同堀深作右同断
- 3・5 献上願ひ（惣町名主、庄屋、平尾源大夫）
- 3・5 歎願のため出府届け（桐野村大庄屋、藤森村庄屋）
- 3・7 熊野郡一步村忠蔵出府

3・9 町方御用達、伏見屋次郎左衛門、惣町
行事共献上願い

3・13 福成寺並びに末寺よりそれぞれ杉原紙
一束ずつ献上

3・15 左京ら御仕置の面々所持の御用書付け
差し出し候様達し

3・20 美含郡百姓、脇坂侯へ駕籠訴に付き引
き渡し。歎訴状の内容(領主手離れにならぬ様、
歎願)

3・21 真覚寺、西方寺、本覚寺それぞれ金一
朱献金

3・21 水上・長砂村より献上物及び御用仰せ
付け方願い出

3・27 大庄屋野村新兵衛伴綱吉、木綿五反献
上

4・朔 御仕置の面々、御判物等親類より差し
出し

4・3 御番所御用達ら、背披き塩鯛六枚献上

4・3 御仕置の面々御用書物差し出す、左京
は既に焼き捨て

4・5 閉門先月十九日で百日に成り、開門の
有無問い合わせの飛脚出立

4・6 養父・気多、美含郡百姓、大久保・脇
坂両侯へ駕籠訴

4・6 松平康任様、奥州棚倉に所替え

4・7 左京家来湯浅岡之丞三月二十四日出奔

4・9 仙石小太郎、岩田虎太郎三月二十七日
出帆の知らせ(遠島)

4・10 御仕置者の娘、以前縁組罷り在り候面
々破談に及ばず旨

4・11 御呼び出し以後の改姓は相成らず、従
って仙石小太郎も改姓不可

4・11 鎌谷屋喜兵衛ら献上

4・11 在方・町方へ慎み方、且つ駕籠訴等致
すまじき旨触れ

4・15 仕置関係者娘、縁組破談(左京二女、恵

崎娘、甚助娘)

- 4・15 倉品老之助御加判の列仰せ付け
- 4・25 閉門長く渡世差し問え難波に付き、米百五十石惣町へ
- 5・3 養父市場又右衛門ら両侯へ歎願書提出
- 5・3 閉門長々の儀に付き不安
- 5・5 寺内閉門中の家中(十六人)難波に付き、御米一斗ずつ
- 5・5 小太郎出船後に付き江戸に留まり、此の上の趣段相心掛け度く(湯浅岡之丞)
- 5・11 桐野村甚太夫ほか五名、中川様へ願書提出
- 5・12 倉品老之助五月二日死去
- 5・15 神谷転父死去、蟄居御免も無く極密に寺へ遣わし候由
- 5・20 殿様当月十一日閉門御免、御安堵
- 5・20 磯野六郎次ほか三名、並びに生駒午之助蟄居御免

5・25 御手離れに相成らざる様、荒神へ御祈

禱、御札差し上げ(勤輔伴)

- 5・29 御仕置の面々の家族等に対する処置発令
- 6・朔 左京ら家族引き払い、御郡組確認
- 6・2 左京らの闕所道具、親類立ち会い受け取り一時土蔵へ
- 6・2 阿部・中川両侯、御口演書を以って仰せ越し
- 6・2 左京らの屋敷、親類共より受け取り
- 6・2 町方名主、庄屋、商人ら十一人慎み中奇特に付き御酒代
- 6・2 御仕置の面々親類共、差し控え相伺い候に付き差し函
- 6・4 仙石正次郎、宇野庄之助親類預けに付き取り扱い方向い
- 6・5 闕所家財産物会所へ相廻し、明後町方へ入札申し付け

- 6・10 先達て出府罷り在り候百姓共へ申し渡
し
- 6・12 山名鞞負様御見舞いの使者、岸田屋へ
着
- 6・12 山名様御使者下宿の儀、吹田屋喜十郎
へ申し談じ
- 6・13 荒木玄蕃ら三人御加判の列へ返り咲き、
当分三百六十石高
- 6・13 早川保輔ら出石着の節、十三茶屋辺よ
り親類共受け取り
- 6・13 荒木玄蕃ら内町旧宅を拝領(酒勾清兵衛
は大森左内跡)
- 6・19 出府の百姓一統帰着、郷宿へ相慎み候
に付き明朝帰村申し渡し
- 6・24 石灯笼等の御仕置者の名前、削り落と
し、取り捨て
- 6・25 御仕置者の献備の石灯笼等取り捨て、
連名は削り落とし
- 6・27 荒木玄蕃ら三人、野間殺生簡御免
- 7・14 宇野正之助親類頂け、長兵衛より孫太
夫に預け替え仰せ付け
- 7・14 欠所の家屋敷の取り扱いについて評議
- 8・26 八月朔日御乗り出し、御大老井伊掃部
頭様に御逢い
- 8・29 早川保輔ら四人並びに鷹取己白押し込
め御免
- 10・2 斎藤岩尾ほか十八名、思召し在らせら
れ候に付き御役御免、減知
- 10・5 乗竹弼ほか七名、思召し在らせられ候
に付き、御役御免
- 10・15 16 河野瀬兵衛、本高寺へ明日改葬許可
- 10・17 荒木玄蕃、仙石主計夕方出石帰着
- 10・20 御留守中室の代、法安寺ヶ池御預かり
(荒木玄蕃)
- 11・15 長岡右中、服部弥兵衛慎み御免
- 11・21 此の度上げ知に付き、高柳村御分郷

11・23 小頭以下の子供、不便ながら御充行成

し下されず、勤め方御用捨

11・24 隼人村六三郎代官預けを、此方様へ預

け替え願ひ出

11・25 小頭以下倅共、御充行当年中との事

当暮れまで相勤め度く願ひ

12・26 上げ知の分久美浜代官へ、引き渡し済

みに付き挨拶

12・28 仙石正次郎、宇野庄之助遠島御免、浅

草華徳院へ出家

天保8年 正・29 減知により足し高成し下されず旨

達し

2・3 御減知により是迄の御心付け米成し下

されず旨

2・5 御減知により是迄の役料成し下されず

旨

8・29 脇坂中務大輔様、御本丸勤め成らせら

れ候に付き、干鯛、御樽代進献

9・3 八月十九日神谷転へ二人扶持合力、御

屋敷へ罷り越し候は追って沙汰に及ぶ旨

9・5 左京家来のうち老年者は、城下住居御

赦し、その他は城下立ち去り仰せ付け

9・25 神谷転、合力扶持時節柄と辞退願ひ、

親類より差し出し

天保9年 8・14 (江戸便七月二十一日)阿部、中川様

の後見其の儀に及ばず旨(十七日家中へ触れ)

8・18 関口齡助再蟄居、森井彦助、河野弥次

兵衛、慎み仰せ付け

10・26 去月晦日中川様より御家政向き御断り

の儀、使者を以て申し越し

天保10年 8・21 父齡助不慎に付き、程次郎慎み仰

せ付け

12・28 関口齡助蟄居御免

天保12年 5・18 (江戸便)五月朔日松見寺看主友鷲

依頼、御館入り御免

5・18 五月二日御小書院に於いて友鷲御目見

一緒に自滅

8・24 (八月十三日) 友鷲帰参方に付き、一月

寺より使僧罷り出御請け

8・24 磯野六郎次十三日江戸到着、逼塞御免

申し渡し

8・24 酒勾内記家族親類預け、家屋敷差し上

げ

8・29 御家御改正、御三侯・殿様御一緒にて

役人共へ御書付け(江戸)

8・晦 (二件落着に付き) 諸祭礼先例の通り苦し

からず候旨、触れ

8・晦 殿様御不快御快方に付き、近々御発駕

の御含み仰せ出し

8・晦 御一件落着、御心障りもこれ無く二十

九日御発駕決定

9・朔 仙石右馬助、堀新九郎御年寄役仰せ付

け

9・朔 関口齡助家族へ願いに依り着用物(冬

物)相渡し

9・2 齡助下男、組合預かりを解き門垣屋預

かり

9・4 桜井一太郎へ、再度勘定奉行頭取引き

受け方依頼

9・4 岩田虎太郎遠島御免

9・4 荒木帯刀蟄居御免、伴新太郎へ新知三

百石、学問修業仰せ付け

9・4 殿様、林大学頭へ御入門、学頭川田八

之助出張教授

9・9 此の度御一件に付き、御心添えの三侯

へそれぞれ御礼

9・9 (八月二十九日) 御氣勢能く御乗馬にて、

朝五ツ時御発駕

9・11 殿様御直書にて申し渡し

9・14 関口齡助下男下女、暇差し出しに付き、

町預かり赦免申し渡し

9・18 中川修理大夫家来長塩堅蔵、二十六日

え御吸物等頂戴

天保14年 7・11 関口齡助召し捕り指示江戸より到

来。齡助自殺

7・12 齡助検使、家族親類口書

7・13 齡助家族親類預け

7・14 雑説、虚説の禁止触れ

7・18 荒木帯刀、土岐午之助出府仰せ付け

7・20 齡助召し捕りの使者、自滅見分に罷り

越す旨連絡

7・20 酒勾内記、同彦三、堀新九郎、磯野六

郎次急出府仰せ付け

7・20 齡助所持品のうち、一品たりとも他に

出し候は重科の旨

7・22 阿部・中川両家家来、齡助死骸見分相

濟み

7・23 土岐午之助瘡とぐ(おこり)に付き出府延期

願い

7・24 渡辺要人御尋ねの儀これ有り、中川家

へ預かり

7・26 土岐午之助病状書提出し、出府困難を

訴え

8・2 関口齡助自滅の報告、中川修理大夫様

を通じ真田信濃守様へ

8・8 阿部能登守・中川修理大夫様より齡助

について御目付以上へ尋問書

8・9 御両侯よりの書き取りにより、齡助の

居宅見分

8・12 服部弥兵衛江戸に呼ばれ、隠居、逼塞

仰せ付け

8・22 神谷転婦参方、真田信濃守様内意、九

鬼式部様より申し入れ

8・22 土岐午之助押して出府無用、磯野六郎

次吐き気にて京都留まり

8・22 (八月十日)荒木帯刀、同十一日酒勾内

記・同彦三・堀笑山江戸着

8・24 (八月十二日)酒勾父子今朝六ツ時過ぎ

ごろ出石着の予定

9・24 長塩堅蔵御用人並み小頭以下は土下座

9・26 長塩堅蔵、夕八ツ時過ぎ到着、御居間に

おいて御目見え

9・29 原司書永の御暇、その他処罰申し渡し

閏9・8 父齡助罪状により伴揚り屋入り、二

男・家族親類預け

閏9・11 齡助死骸仮埋めの処、吉祥寺の願

いに依り同寺へ払い下げ

閏9・12 関口程次郎並びに家族へ相渡し候品

々

閏9・14 金沢右門御役御免願い差し出し

10・24 金沢右門思召し在らせられ候に付き願

いの通り御役御免、御使番格

10・27 金沢右門（酒勾内記の子）隠居願い差し

出し

11・朔 仙石内蔵介十月十三日林大学頭へ入門、

十六日引越し

11・3 金沢右門隠居、伴為助に家督百五十石

11・4 渡辺要人、出石藩下屋敷へ引き取り方

三侯より仰せ出し

11・9 渡辺要人へ申し渡し書

11・17 神谷転、病気に付き役儀赦免願い（十

月二十六日死去）

11・19 岡本極人、渡辺要人の件に付き慎み仰

せ付け

11・晦 渡辺要人永揚り屋入りの取り扱いにつ

いて照会

12・7 （十一月四日？）真田信濃守様へ御礼の

ため大交着一籠進上

12・7 関口齡助石碑について、矢部様より申

し入れ

12・8 関口齡助死骸取り扱いに付き伺いこれ

無く不都束慎み（吉祥寺）

12・27 乗竹弼願いの通り（渡辺要人一件）御役

御免、慎み仰せ付け

天保15年 2・17 18 長塩堅蔵帰発に付き御小袖、家

来へ御酒料

2・19 長塩堅蔵(中川修理大夫家系)帰発

4・22 渡辺要人、阿部能登守様貰い請け、白

河へ護送

5・19 岩田虎太郎(静馬伴)將軍日光社参に依

り出嶋、親類へ

6・朔 関口齡助家財の内、家族の分親類へ相

渡し

8・12 関口齡助家財来る二十一日より入札

8・29 関口齡助家財売り払い代金しよ二十九貫

七百五十二匁六分四厘

弘化2年 正・8 関口齡助家族、罷三郎疱瘡の処輕

痘の由

正・11 齡助娘も疱瘡、見廻り候処順痘の由

4・晦 関口程次郎、揚り屋食事親類にて致し

度く願ひ出

5・17 先年来禁止の音曲等稽古、遠慮に及ば

旨

弘化3年 7・24 岩田虎太郎出嶋後の住居に付き伺

い

9・26 関口程次郎病中に付き、横山昇介(父)

預かり願ひ出

10・3 横山昇介方関口程次郎、囲い場出来に

付き見分

10・5 関口程次郎横山昇介へお預け

嘉永7年 2・10 渡辺要人、阿部様(奥州白河)より

出石へ護送、親類預け

4・26 荒木頼母御用召しに付き、急出府仰せ

付け

4・26 中川修理大夫様、江戸屋敷にて殿様と

御對話、鯉助、逸騎も召し出し

4・28 渡辺要人自滅(周施院自覚誓意居
土・吉祥寺過去帳)

4・29 渡辺要人自滅の見分

5・27 渡辺要人お預かりに付き、阿部様へ謝

礼

6・19 乗竹弼、渡辺要人預かり不行き届きに付き、慎み仰せ付け

安政5年 4・23 親類預け中の関口齡助二男巖三郎

病死(吉祥寺)

安政6年 12・26 関口程次郎自滅一件、高橋甲太郎

不審の儀

12・27 関口程次郎死骸検使

12・27 横山昇介宅より(盗品)請け取り

12・27 高橋甲太郎揚り屋入り

12・28 家探しの結果、程次郎盗品とわかり口

達書提出

12・29 高橋甲太郎外出の始末に付き、口上の

覚え

安政7年 正・17 高橋平五郎御預けの親類名

正・17 親類を以って横山昇介へ尋問

正・17 横山昇介自滅一件(不曇齋桂蛙智水居士・

経王寺)

正・18 横山昇介自滅に付き検使

正・20 横山昇介屋敷、明け渡し済み

3・29 関口程次郎死骸、晒の上取り捨て

万延元年 閏3・晦 横山昇介妻御城下住居御構い、

4・3 横山昇介妻、山之中へ引き払い

文久元年 11・4 高橋甲太郎、弟万喜宅へ御下げ願

い

元治元年 4・7 元家来浪人、多田弥太郎当二月二

十八日暮坂村にて討ち留め

6・5 多田弥太郎所持品の内、十五点預かり

(御郡奉行)

慶応4年 正・16 多田助之允蟄居御免

3・17 多田弥太郎死骸父助之允へ下げ渡し

(囲い場にて受け取り)

3・19 多田弥太郎死骸受け渡し済み、葬式に

鎗立て許容(経王寺へ改葬)

3・19 水戸浪土川又左市郎死骸、囲い場より

掘り出し心光院へ葬埋(生野騒動参加者)

8・23 多田助之允老衰に付き嫡孫へ家督許容

(三十俵四人扶持)

14 藩 財 政

文化12年 正・26 大殿様御道中(昨年十月?) 経費、

金八百九十二兩余

2・29 京都三月渡し御渡し方差し立て、銀高
四百五十六匁六厘

5・朔 家中五月御渡し方、銀高十三貫九百七
十九匁

7・13 盆前諸払い、銀百三十二貫三百八十匁
(月割り八十貫八百八十匁・不時五十一貫五百匁)

8・12 定府御家中九月渡し、銀高十二貫五百
三十八匁九分三厘

11・10 戌十月より亥九月迄、御蔵大勘定

11・12 銀札焼き捨て、十万三千五百枚(二百
四貫目)

文化13年 3・朔 御家中末々迄三月渡し、銀高二十

貫九百四十七匁九分六厘

5・朔 名主、大庄屋、庄屋へ御用銀依頼(銀五百貫)

6・11 御用金割合町方六十貫、御郡中四百四十貫

7・12 正月より七月迄の御払い、銀札九十三

貫六百六十三匁程

9・朔 御家中末々迄九月渡し、銀二十三貫九百二十五匁二厘

10・29 十一月渡し京都御渡し方、銀百六十六匁差し立て

12・27 御借財方御世話致し御用達並みに、米屋吉郎右衛門

12・晦 当暮れ諸向き御払い、銀札二百四十九貫六百三十八匁(正月〜十二月迄)

文化14年 2・19 豊岡銀札禁制に付き、札場にて引き替えの旨申し渡し

3・朔 定府、出石渡し共三月渡し銀高

3・13 十月、十一月御藏勘定

3・20 銀札遣いの年季、十五か年の延長願

7・13 盆前御払い、七十七貫三十六匁。人參

代半減

9・朔 御家中御値段増し九月御渡し、銀高二十八貫四百五十八匁余

11・朔 御家中末々迄定府、出石渡し共御渡し方

12・晦 諸向き御払い、銀高銀札二百三十七貫六百二十三匁程

文政元年 7・12 正月より七月迄御払い方、銀札七十四貫六百四匁程

9・朔 御家中定府、出石渡し九月値段、一銀二十二貫三百九十七匁二分二厘

11・朔 御家中定府、出石渡し、銀二十一貫七百九十二匁四分八厘

文政2年 閏4・20 新銀札下摺り仰せ付け

6・4 銀札、新札と引き替え触れ

6・10 銀札融通相願い、相談相整い候に付き、

御吸物、生野・秋山清左衛門、竹田・安福長

左衛門

7・12 正月より七月迄御払い方

12・19 豊作にて米穀沢山のため、銀札切手発

行

12・29 当卯年御入用、銀高百五十九貫五百六

十八匁六分

文政3年 2・27 銀札切手、新札七匁・三匁発行に

付き、通用致すべき旨仰せ出し

3・17 小額銀札切手発行一匁五分、六分、四

分

5・17 他所銀札禁止。三匁、七匁切手摺り立

て

5・21 米四百三十石払い米、大坂へ廻米

7・12 切手札、位違いに取り引き致し候者あ

り注意

9・晦 卯十、十一、十二月御蔵勘定、米二千

七百四石六斗三合六夕

11・朔 御用銀仰せ付け、名主、大庄屋等へ申

し渡し

11・5 名主、大庄屋、御用達の面々へ無尽御

依頼

12・晦 年間御入用惣払い高、銀札百五十八貫

八百十五匁四分程

文政4年 6・27 御無尽中止に付き、上納銀残らず

御差し下げ

7・13 盆前諸向き御払い高、六十六貫九百四

十二匁一分程

8・11 御才覚方へ申し渡し（札場引き替え滞り

無く取り計らい候様）

9・晦 （江戸差し込み便御充行之内、暫く差し

上げ方申し出

10・27 銀札御加印、五百四十六貫三百八匁八

分

11・18 大坂商人手代御目見え、下され物

11・21 銀札加印のため、二十二日より二十九

日迄に札場へ差し出し申すべく

12・5 銀札御切り札、計銀札二十貫三百八十

匁御切手高

12・6 銀札切り捨て高、九貫三百匁

12・17 十二月仕切り御家中渡し末々迄、定府、

出石ともゞ高、銀三十四貫四百四十三匁七厘

12・29 御用達へ借財の三年据え置きを依頼

(利息、年五朱)

文政5年 5・12 切手札切り捨て分、切手札六十一

貫二百六十七匁一分

5・15 左京、株仲間、専売制(参)などの施策

打ち出し

5・15 庄屋共へ大坂借財五万兩の内、四万兩

五か年賦にて引き請け方依頼

5・19 町方名主、小庄屋へ三千兩五か年賦に

て引き請け方依頼

5・27 諸向き支払い日、十、二十、二十七日。

他所者には例外も。左京より役所ごとに予算

を十二分して、計画執行を申し渡し

6・4 御勘定所吟味役宇野甚助、大坂より帰

藩

6・27 三、四、五月中御蔵勘定

7・12 盆前諸向き御払い高、八一貫八百三十

一匁一分程

12・晦 諸向き支払い御入用高、五十九貫六百

六十四匁四分八厘

文政6年 7・12 盆前御払い、銀札七十貫五百五十

匁五分八厘八毛

7・27 寅七月より卯六月まで大勘定、銀三百

三十二貫余

8・11 払い米四百三十石(収納米の内)、大坂廻

米を届け出

10・29 産物会所札通用宜しからず、銀札同様

通用の旨触れ

政 文政7年 2・19 新古銀札取り交ぜ通用致すよう触
財 れ

藩 7・12 正月より七月迄御払い方、銀札百四貫
14 五百九十五匁四分程

閏8・19 御用達へこれまでの御借銀、三十年
賦に依頼

9・朔 錢、小銀札払底に付き、融通のため錢
小切手発行(七文、五文、三文)

10・朔 御用立て金証文差し上げに付き、扶持
頂戴(采屋 治郎左衛門、鍋屋 惣兵衛)

文政8年 正・29 去年以来新銀札加印出来高、十四
万千八百枚

5・9 産物会所切手札、銀札と交換発表
5・11 会所切手札交換日発表

6・12 産物札引き替えに付き、摺り立て銀札
九万五千八百三十五枚

7・10 盆前諸向き御払い高、八十貫五百十九
匁七分二厘

12・晦 当酉年中諸入用御払い、銀札百二十五
貫百二十四匁二分四厘七毛

文政9年 7・12 盆前諸向き御払い高、銀札百二
貫七百三十五匁余

11・19 新銀札と引き替え(大坂御館入りの者引
き替え)

12・29 当戌年中諸入用御払い高、銀札六十一
貫六百一匁七厘

文政10年 3・12 古銀札五匁・三分・一分・引き替
え日割り

4・9 古銀札等明日百合川原にて焼却
4・12 一昨日、古五匁札十萬枚(内二萬枚は五
分札)百合川原にて焼却

閏6・19 五月渡り御渡し金、七月まで延期
7・12 盆前諸向き支払い高、銀札五十七貫二
十一匁三分一毛

9・6 古十匁札、当月二十五日より同二十九
日迄、札場に於いて引き替え

日迄、札場に於いて引き替え

9・15 御勝手向き借財高発表、 ノ 金十九万五千五百九十兩余

10・8 生野地役人勝手方御助精に付き、十人扶持(浅田州平)

文政11年 5・21 銀札御加印表立っては仰せ付けず、

内々見廻り等申し付け

7・12 盆前諸支払い高、銀札三十九貫四百匁五分六厘五毛

9・朔 御家中九月迄御値段増し御渡し方、銀高四貫九匁余

10・18 御勝手向き御用に付き京都より新宮涼庭ほか呼び寄せ

文政12年 正・21 十匁札、来る二十八・二十九日産

物会所にて新札と引き替え

7・12 盆前諸向き御払い ノ 高、銀札五十九貫四百八十匁二分九厘五毛

8・27 草字の二歩判吹き直しに付き、引き替え滞り無く通用の旨申し渡し

9・15 諸役所取り扱い方改正を指示
12・晦 諸向き御払い滞り無く済み高、銀札十六貫五十五匁余

文政13年 正・25 播州北条の上月久馬、御用向き相

勤め候に付き五人扶持

7・12 盆前諸向き御払い高、銀札五十八貫七百九十九匁余

天保2年 3・11 三月渡り御渡し銀高、五十貫三十

四匁七分九厘

7・12 盆前諸向き御払い ノ 高、銀札七十七貫九十匁三厘三毛

天保3年 12・晦 諸向き御払い銀札百九貫四百八十九匁
3・29 銀札引き続き、今後十五年仕り

度く願書提出

7・12 盆前諸向き御払い高、銀札六十六貫十匁二分二厘二毛

12・晦 諸向き御払い高、銀札七十四貫百九十八匁九分六厘一毛

政 天保4年 7・12 盆前諸向き御払い高、銀札七十一
財 貫七百五匁五分

藩 12・晦 諸向き御払い高、銀札百八貫百七十匁

14 天保5年 7・12 盆前御払い高、銀札百三貫六百七

十九匁六厘六毛

12・20 大手裏勘定所(公儀)より、美含郡銀山

の件に付き照会

12・晦 諸向き御払い高、銀札九十七貫六百六

十六匁

天保6年 7・12 盆前諸向き御払い、銀札八十三貫

百五十五匁七分

11・21 勝手方御用出精に付き御出入り仰せ付

け(豊岡町糶屋又兵衛)

12・晦 諸向き御払い高、銀札八十三貫二百七

十六匁

天保7年 6・10 有栖川宮家より、貸付金返済の催

促

6・13 夏立御小物成上納相済み、メ三十二貫

五十八匁九厘

7・12 盆前御払い、銀札六十貫六百八十六匁

8・15 当申年御小物成真綿上納、メ二百五十

七貫百九十三匁四厘

8・27 来月渡し飯米、無足小切米半渡し、残

りは中旬

10・13 町在、寺院へ米穀払底に付き、上げ物

の儀堅く御断り

10・29 当月中引き替え銀、六十九貫五百二十

九匁七分三厘

天保8年 7・5 桜井一太郎御勝手方骨折りに付き、

御目見え御意仰せ出し

7・7 夏立御小物成上納、メ六十四貫七百七

十六匁一厘

7・11 大坂表銀主向き手代共、御機嫌伺い申

し上げ

7・13 盆前諸向き御払い高、銀札六十八貫五

百三十七匁二分程

7・18 大庄屋、大庄屋格を呼び出し勝手方協
力依頼

7・23 御用達呼び出し、御勝手方協力を依頼

8・11 札場引き替え、明十二日より追々引き
替えるべく町在へ触れ

8・15 下摺り出来、銀札へ御加印仰せ付け

9・23 金肉印のみの銀札、金朱肉二種、加印
と引き替えの触れ

10・11 殿様一か年分御入用金見積もり、金六
千両

11・21 大坂館入り商人の手代共、御殿へ伺い
(鑑屋小兵衛ほか二名)

12・28 銀札不融通に付き、十匁、五匁札三月
限りにて発行

天保9年 2・26 大坂銀主向き手代御目見え、鑑屋^{かき}
庄助へ御紋付上下

3・13 当分の内江戸詰め^{の節}、一つ成(八百石
の処、七百石・御年寄四百石の処、三百五十石・

御用人

3・29 当月銀札引き替え、銀二十八貫四百八
十二匁三分

5・7 銀札加印押し六・七・八日で四貫六百
匁出来

5・13 大坂銀主加印札、一貫目出来(五分札二
千枚)

5・17 大坂銀主加印札、四貫四百匁出来(一
匁、五分、三分)

5・17 御朱印御改め滞り無く相済み(江戸)

5・18 大坂銀主加印札、一貫二百匁(五分札、
二千五百枚)

5・20 大坂銀主加印札出来、五百目(二分札、
一貫目(五分札))

5・23 24 大坂銀主加印札記事

7・4 加印出来(二匁札、五匁札、百六貫五百匁)

10・25 京都御館入り商人二人、出石表へ罷り
越し対面所へ伺候

12・晦 諸向き御払い、銀札九十一貫三百三十
七匁(正月より十二月迄)

天保10年 7・12 盆前御払い高、銀札四十四貫二百

三十匁余

11・17 冬立御小物成上納、メ十貫二十匁七分

七厘

11・29 諸向き御払い、銀札五十五貫八百二十

匁余

天保11年 正・晦 当月中引き替え高、銀八貫六百九

十七匁八分四厘

2・29 京都に出石銀札引き替え所

2・晦 三月十五日迄他銀札通用許可

2・晦 当月中引き替え高、銀二十三貫四百三

十六匁五分八厘

3・9 糸、産物会所にて売買の旨仰せ出し

4・19 銀談成立、銀三百貫目借り入れ

4・22 当一か年限り産物方糸問屋申し付け

(博勞町奥山屋・宵田町塩屋)

7・7 盆前支払い、銀札四十五貫三百九十匁
程

9・10 御直書にて直納を御叱り、勝手方役人

ら差し控え

10・10 定府家中末々迄の十一月渡し銀高、一

貫九百十五匁

11・8 銀札摺り立て出来、メ四十六万九千四

百六枚、代六百五十七貫余

天保12年 正・元 先月中引き替え銀札、メ銀三十八

貫二百九十三匁一分九厘

閏正・22 紀州並びに有栖川宮家御貸付金懸け

合いのため出張(関口勘助)

2・3 粒立ち候者共へ御無尽御頼み仰せ付け

3・4 三月渡り御渡し銀高、三貫七百二十八

匁四分九厘

5・4 五月渡し銀高、二貫八百三匁

5・4 天保八年の銀札不融通に付き、大坂銀

主加印

6・2 かねて御頼みの御無尽講、今日上納

6・12 夏立御小物成上納、銀十四貫五百九十
九匁

7・5 七月仕切り御渡し銀高、三貫六百二十
三匁六分五厘

7・12 盆前諸向き御払い高、銀札四十六貫五
百二十匁

12・12 御家中十二月仕切り御渡し方銀高、銀
七貫百九十九匁七分七厘

12・29 諸向き御払い高、銀札六十四貫六百四
十五匁程

天保13年 2・20 詰め迄三月渡し、銀高一銀七百五
十匁五分

7・4 御家中御渡し方七月渡し、銀六貫二百
九十二匁

7・11 盆前諸向き御払い高、銀札三十五貫四
百三十一匁

8・12 定府御家中九月渡し銀高、銀三貫九百

十六匁九分七厘

8・17 一朱銀通用さしつかえの節は、銀札場
にて引き替え

9・4 御家中九月渡し銀高、銀五貫七百三十
匁七分七厘

12・12 御家中未々迄十二月渡し銀高、八貫四
百三十一匁

12・28 諸向き御払い高、銀札三十五貫四百三
十一匁程

天保14年 5・朔 御家中五月渡し方銀高、七貫六百
三匁

7・朔 七月御家中御渡し高、銀八貫十二匁

7・11 盆前諸向き御払い、銀札三十九貫百六
十二匁二分程

10・朔 当月飯米、先ずこれ迄通り面を以って
受け取り方達し

10・朔 長塩堅蔵へ逗留中二百石、屋敷小倉三
跡

10・17 十一月渡し御渡し方小割帳、銀高三貫九百匁五分

11・4 十一月御渡し方銀高、銀七貫四百五十一匁

一匁

11・15 十二月渡し銀高、三貫八百匁

12・朔 先月中札場引き替え高、銀十一貫八百

三十八匁一分六厘

12・12 十二月渡し方、銀十貫五十五匁九分三

厘

12・29 諸向き御払い高、年間惣メ高百二十三

貫八百八十匁六分程

天保15年 正・27 錢切手(二分、三分、五分、一匁)発行決定

行決定

2・4 御勝手方御用、格別出精に付き百五十

石(大坂矢倉龍三郎)

4・24 丹後岩滝村山家屋清蔵銀札加印、滞り

無く通用の旨触れ

4・24 山家屋出張は、八木町糸店縮まりの儀

相心得候様(西山平左衛門)

5・12 義倉銀札三十貫加印御拝借願ひ(氣多

郡上石村・左衛門、新村・太右衛門、堀村・新兵衛)

5・15 遠国御館入りの向きに無尽御頼みに付

き、懸り仰せ付け

6・24 夏立御小物成上納、メ銀十六貫四十四

匁六分四厘

7・12 盆前諸向き御払い、銀札五十七貫二百

三十匁

7・29 当月中引き替え高、千三百三十兩一分

二朱

8・12 真綿上納、メ百五十一貫六百六十四匁

八分三厘

10・12 定府御家中御渡し高十一月分、銀五貫

二百三十八匁

10・12 十一月中渡し銀高、八貫五百九匁八分

八厘

12・晦 諸向き御払い高、銀札四十七貫六百五

十匁程

12・晦 十二月中引き替え高、銀五十八貫余、
年中ノ七百十一貫余

弘化2年

2・朔 去月中札場引き替え高

2・7 一匁札並びに五分札約四万枚、御加印
押し立て出来

2・7 義倉銀札、是迄九十文遣いの処、以後
九十二文遣いに致すべく触れ

4・晦 定府御家中五月渡し銀高、四貫六百七
匁二厘

5・5 御無尽御頼みの場へ威厳のため、面番
二十人出席

6・12 銀札御加印今日切りにて相済み、二口
ノ札数三万三千八百四十一枚

7・朔 錢札加印、以来丁百文にて通用の事、
是迄の札は九十文で引き替え

7・4 御家中末々迄七月渡し銀高、八貫八百
六十五匁五分

7・12 盆前御払い高、銀札三十九貫五百四十
五匁

7・17 九十文通用の錢札当月二十七日限り引
き替え場へ差し出すべき旨

8・12 定府御家中九月渡し、銀四貫四百九匁
四厘

9・朔 御家中九月渡し銀高、銀九貫三百六匁
四分

11・12 定府御家中十二月渡し、銀四貫九百六
十二匁

弘化3年 12・29 諸向き御払い高、銀札四十貫七百匁余
正・11 銀札不融通に付き虚説、悪説等取
り縮まり

正・21 銀札引き替え日延べ、滞り無きよう引
き替え遣わし候間差し支え無く通用の旨達し

2・29 此の度江州松居恒右衛門義倉引き受け、
丁百文新錢札差し出し

4・11 定府御家中五月渡し方銀高四貫六百匁

政 財 藩 14

5・2 御家中並びに末々迄五月渡し方銀高、
八貫三百六十三匁四分

5・25 手組の面々並びに御用達に出銀御依頼

閏5・23 阿部家関四郎兵衛、中川家長塩肅平

御家政心添え御断り、並びに下され物

6・11 定府御家中末々迄七月渡し銀高、五貫
五十五匁九分二厘

7・12 盆前御払い高、銀札五十一貫十一匁程

8・25 御勝手方の儀に付き、御家中へ存意差
し出すよう触れ

9・15 先般町在へ御願いの御無尽、当分御用

捨

11・朔 国産品は産物会所にて交易の儀に付き

触れ

11・11 定府御家中十二月渡し銀高八貫余

弘化4年 2・11 定府御家中三月渡し、銀十六貫余

4・5 銀主方伊勢屋嘉七ほか四名、御対面所

へ罷り出

4・11 定府御家中五月渡し銀高、六貫三百五
十五匁余

4・11 義倉銭札に京都伊勢屋、鋳屋相加里加

印

5・朔 銀札引き替えに付いて御触れ

6・12 産物会所において以前の通り糸問屋申
し付け

6・12 定府御家中七月渡し銀高、六貫三百七

十匁六分

7・12 盆前御払い、銀札二十九貫百六十三匁

9・12 鋳屋手代常助御目見え

10・朔 先月中引き替え、銀三十二貫八百六十

五匁六分五厘

10・3 銀札御加印押し、メ二十万五千枚余、

銀目二百三十六貫余

12・11 御家中十二月渡し銀高、九貫七百九十

九匁九分一厘

12・晦 諸向き御払い銀札五十九貫百八十匁一

分一厘

弘化5年 2・12 定府御家中三月渡し、銀九貫百二

十九匁一分四厘

嘉永元年 3・9 御勝手に付き御書付け(役料半高)

4・11 定府御家中五月渡し銀高、六貫四百九

十匁二分四厘

4・29 当月中引き替え高、銀五十一貫余

5・5 御家中末々迄五月渡し、銀八貫九百五

匁二分一厘

5・晦 銀四十四貫二百三十二匁五分、此の金

六百八十兩二歩(二兩一六十五匁)

7・朔 六月中引き替え高

7・5 御家中末々迄七月渡し高、銀八貫七百

八十七匁

7・12 盆前御払い銀札、三十二貫七百八匁九

分程

8・朔 先月中札場引き替え、銀七十七貫余

9・5 御勝手方御用出精に付き御扶持岩滝村

千賀市左衛門・瀬戸大江甚助

9・5 当月朔日御家中末々迄御渡し高、銀九

貫六十三匁六分九厘

11・4 十月中引き替え高、三十七貫九匁五分

一厘

11・11 定府御家中末々迄十二月渡し差し立て

銀高、八貫六百三十五匁六分二厘

12・28 諸向き御払い高、銀札四十九貫百五十

匁余

嘉永2年 正・元 申年十二月並びに申年月札場引き

替え惣高

2・11 定府御家中三月渡し御渡し、銀高十八

貫百七十五匁余

3・3 御家中並びに末々迄三月渡し、銀八貫

九百八十八匁六分三厘

3・27 桜井一棹(一太郎)義倉方御用に付き昨

日出京

5・15 他所銀札通用禁止、豊岡札は是迄通り

通用可

5・晦 札場当月中引き替え高、銀四十七貫百三十匁余

6・22 夏立御小物成上納相済み。ノ十八貫九百五十四匁九分一厘

7・2 御家中七月渡し銀高、銀八貫四百八十八匁一分九厘

7・12 盆前御払い、銀札三十七貫三百五匁程

8・12 定府御家中九月渡し、銀六貫五百八十四匁一分一厘

8・24 御小物成真綿上納、ノ百五十一貫六百四十二匁八分三厘

11・25 冬立御小物成上納、銀十二貫五百五十四匁六厘

12・29 諸向き御払い、銀札四十一貫五百六十四匁(酉年一年間)

嘉永3年 2・朔 札場引き替え(正月中)銀二十四貫

三百十匁一厘

2・12 定府御家中三月渡し銀高、銀八貫九百九十六匁四分七厘

3・朔 御家中三月渡し銀高、九貫二百四十八匁一分七厘

7・12 盆前御払い高、札四十四貫二百七匁程

9・17 太田彦太夫ほか二人諸職人並びに諸商売物値段方支配仰せ付け

11・11 定府御家中十一月渡し銀高、六貫四百十八匁

11・21 御家中十一月渡し銀高、八貫三百五十二匁二厘

12・29 諸向き御払い高、銀札三十六貫三百匁程

嘉永4年 2・11 定府御家中三月渡し銀高、九貫九百三十三匁一分六厘

3・15 御家中末々迄三月仕切り御渡し銀高、八貫六百四十五匁二分六厘

一 武 家 編

嘉永5年

- 4・11 定府御家中御渡し銀高、一銀六貫八百三十八匁二分二厘
- 7・朔 御家中七月渡し銀、八貫四百八十九匁
- 7・12 盆前御払い、札二十七貫四百匁
- 9・5 当月御家中御渡し高、銀八貫八百六匁一分二厘
- 10・15 定府御家中十一月渡し銀高、九貫六百七匁五分四厘
- 11・11 御家中並びに末々迄十一月渡し銀高、銀八貫八百七十一匁
- 12・朔 冬立御小物成上納、銀十一貫百四十六匁五分一厘
- 12・15 御家中末々迄十二月渡し銀高、八貫三百九十六匁
- 12・28 諸向き御払い高、銀札六十七貫八百匁
- 4・15 定府御家中五月渡し、銀七貫百八匁一分二厘
- 6・15 定府御家中七月渡し、銀七貫百二十二匁

嘉永6年

- 7・朔 御家中七月渡し銀高、八貫百三十四匁三分五厘
- 7・12 盆前御払い高、銀札五十八貫八百五十六匁
- 9・5 御家中並びに末々迄九月仕切り御渡し高、銀八貫二百三十匁三分二厘
- 11・朔 御家中末々迄十一月渡し方銀高、銀七貫五百八十五匁
- 11・11 定府御家中十二月渡し銀高、七貫百六十五匁一分二厘
- 12・15 御家中末々迄十二月渡し方銀高、七貫百七十一匁
- 12・28 諸向き御払い銀札、五十九貫四百六十二匁程
- 6・12 定府御家中七月渡し、銀六貫百四十八匁五厘
- 7・12 盆前御払い銀札三十八貫七百匁余

8・12 定府御家中末々迄九月渡し高、銀八貫
三百十八匁二分二厘

9・4 御家中末々迄九月渡し銀高、銀十一貫
二百七十六匁二分二厘

10・14 定府御家中末々迄十一月渡し銀高、六
貫五百四十三匁三分七厘

11・4 御家中末々迄十一月渡し銀高、十三貫
百四十一匁

11・12 定府御家中末々迄十二月渡し、銀八貫
四百三十五匁八分二厘

12・29 諸向き御払い高、六十一貫五百三十三
匁程

嘉永7年 2・12 定府御家中末々迄三月渡し、銀九
貫七百六十二匁七分七厘

7・11 盆前御払い高、銀札六十六貫
12・朔 加印出来、十匁札十九貫十匁、五匁札

五十五貫六百匁
12・11 月番名主宗兵衛より小錢払底に付き、

錢切手仰せ付け願い

12・11 錢小切手三種発行、錢七文、錢五文、
錢三文

12・15 御家中末々迄十二月渡し銀高、十一貫
百五十七匁一分五厘

12・27 諸向き御払い高、銀札七十貫八百七十
匁程

安政2年 2・11 三月仕切り御渡し方銀高、十一貫
二百八十二匁五分

6・12 定府御家中七月渡し銀高、五貫八百四
十三匁一步

7・12 盆前御払い高、銀札三十七貫六百六十
匁程

8・11 定府御家中九月渡し銀高、七貫九百五
十七匁一分八厘

10・12 定府御家中十一月渡し銀高、五貫四百
四十一匁

12・12 御家中十二月渡し銀高、十二貫六百四

十一匁六分八厘

12・28 諸向き御払い高、銀札七十八貫五百十
七匁程

安政3年

2・12 定府御家中末々迄三月渡し銀高、
九貫九百八十七匁五分六厘

3・15 御加印相済み、一匁札、五分札、
數六万四千五百枚、五十四貫六百匁

4・10 定府御家中五月渡し銀、八貫八十二匁
八分七厘

7・4 御家中末々迄七月渡し銀高、十二貫二
百一匁

7・11 盆前御払い銀札、四十九貫六百八十匁
程

10・20 他所銀札通用差し留め、豊岡札は是迄
通り

11・4 御家中末々迄十一月渡し銀、十一貫二
百八十三匁

12・15 五匁札、一匁札御加印出来

12・29 御家中十二月渡し銀高、十貫五百九十

一匁

12・29 諸向き御払い高、銀札三十三貫七百七

十匁

安政4年

3・3 御家中並びに末々迄三月仕切り御
渡し銀、十一貫六百六十七匁二分六厘

3・12 御供の面々迎え銀差し立て銀高、五貫
五百六十七匁三分七厘

7・朔 御家中七月渡し銀高、八貫二百八十九
匁七分

7・12 盆前御払い、銀札三十六貫七百三十匁
程

7・20 定府御家中五月渡し銀高、四貫九百七
十匁

9・朔 御家中九月仕切り御渡し銀、八貫四百
三十六匁余

12・10 定府御家中十二月渡し、銀一貫百四十
一匁三分

政

12・29 諸向き御払い、五十九貫七百七十匁

財 安政5年 2・10 定府御家中三月渡し銀高

3・3 御家中三月仕切り御渡し銀、八貫六百

14 藩 八十三匁一分二厘

4・9 定府御家中五月渡し銀、五貫七百八十

六匁八分七厘

5・朔 御家中五月渡し銀高、八貫百六十二匁

三分

5・8 正錢払底に付き、銀札一匁に付き正錢

九十匁、錢札も同様

6・11 定府御家中七月渡し銀高、四貫五匁

7・朔 御家中末々迄七月渡し銀、十二貫六百

八匁八分

9・4 御家中九月仕切り御渡し方、銀八貫百

九十七匁八分七厘

11・4 御家中十一月渡し銀高、八貫二十五匁

一分

11・8 定府御家中十二月渡し銀、七貫五百三

十四匁八分七厘

12・8 定府御家中十二月渡し御増し分、一貫

二百十六匁六分

12・29 諸向き御払い高、銀札四十七貫六百五

十匁

安政6年 3・13 御家中の御帰城御供の面々へ迎え

銀差し立て、銀六貫余

4・11 定府御家中五月渡し銀、七貫百六十六

匁三分七厘

5・18 錢切手相改めに付き引き替え

6・4 錢札の引き替えに付き督励の触れ

6・8 定府御家中七月渡し銀、五貫四百六十

七匁

7・12 盆前御払い高、銀札四十一貫七百八十

匁程

8・8 定府御家中九月渡し銀、七貫五百九十

七匁四分六厘

9・4 御家中九月仕切り御渡し方銀高、十二

貫三百九十五匁余

10・8 定府御家中十一月渡し銀高、五貫七十

匁

11・朔 御家中十一月渡し銀高

12・29 諸向き御払い高、銀札六十三貫匁程

万延元年 4・11 定府御家中五月渡し銀、六貫六百

九十九匁五分七厘

5・29 御加印札(五匁、一匁、五分、三分札)一

万六千七百五十二枚出来

6・8 定府御家中七月渡し、銀四貫九百三十

三匁

7・12 盆前御払い高、札百十貫六百匁程

12・11 御家中十二月御渡し銀高十一貫余

12・29 諸向き御払い高、銀札百十貫六百匁程

万延2年 2・11 定府御家中三月渡し、銀十貫七百

六十匁五分八厘

文久元年 3・4 御家中三月仕切り渡し、銀十一貫

五百十五匁四分九厘

7・7 御家中七月渡し銀高、十一貫百七十九

匁

7・12 盆前御払い、札四十一貫四百五十匁程

8・8 定府御家中九月渡し銀高、六貫八百九

十五匁四分

9・2 御家中九月渡し銀、十一貫六百四十匁

12・12 御家中十二月御渡し銀、十三貫八百四

匁

12・29 諸向き御払い、銀札百一貫三十匁

文久2年 2・6 銀札遣い年季相済み、今後十五か

年引き続き方願い出

4・8 定府御家中五月渡し銀六貫六百三十三

匁三分七厘

5・8 銀札御願い継ぎ一条許可

7・12 盆前御払い高、銀札五十八貫百六十匁

12・28 諸向き御払い高、札五十八貫余

文久3年 7・12 盆前御払い高、銀札二百六貫六百

四十匁程

一 武家編

8・8 定府御家中九月渡し銀高、銀五貫五百

三十六匁五分八厘

元治元年

4・朔 正錢相場、六十文是迄九十文

6・10 定府御家中七月渡し、銀三貫七百六十

九匁(銀札一匁に付き是迄六十匁)

7・朔 正錢相場七十五匁

7・5 御家中七月渡し、銀十三貫五百五十匁

一分、増し銀七貫五百四十二匁七分九厘

7・5 定府御家中七月渡し、銀四貫九十八匁

七分四厘

7・12 盆前御払い高、札五百三十三貫六百四

十六匁八分程

9・2 御家中七月渡し高、銀十四貫七十四匁

六厘

9・25 銀札御加印出来(五匁札、一匁札、五分札)

三十万枚余

10・8 定府御家中差し立て銀高、二十貫百九

十八匁五分一厘

11・3 御家中十一月渡し高、銀十三貫七百二

十九匁八分

11・12 定府御家中十二月渡し銀六貫二百匁余

12・28 諸向き御払い高、銀札二百九十二貫三

百二十四匁九分三厘程

元治2年

正・20 御家中御値段増し十二月渡し銀高、

二十九貫二百五十九匁

2・12 定府御家中三月御渡し、銀八貫六百八

十八匁四分一厘

3・6 御家中三月御渡し方銀高、十三貫八百

十匁四分三厘

慶応元年

閏5・7 御供の面々五月渡し差し立て銀

高、銀二貫八百六十四匁四分

6・27 定府七月渡し銀高、十五貫八百四十三

匁四分

7・11 諸向き御払い高、銀札四百六十六貫四

百八十匁程

9・4 御家中九月仕切り渡し高銀^十四貫余

11・4 御家中十一月渡し、銀二十五貫七百七十一匁

12・12 御家中十二月渡し、銀二十三貫五百五十一匁一分

12・12 定府御家中十二月渡し、銀二十五貫六百十六匁二分

12・24 御家中御値段増し十二月渡し銀高

12・28 諸向き御払い高、札一千百二十一貫余

慶応2年 2・朔 銭の引き替え割合

4・12 定府御家中四月御渡し方、銀九貫四百

四匁五分二厘

5・4 御家中五月渡し、銀二十七貫三百九十

四匁

5・17 生糸改め、改印仰せ付け。蚕種紙も同断

6・27 定府御家中共、御値段増し七月渡し銀

高五十八貫九十三匁六分一厘

7・10 御家中七月渡し銀高、百七十五貫七百

六十七匁七分六厘

7・12 盆前御払い高、銀札八百二十一貫五百三十九匁程

8・9 定府御家中九月御渡し高、銀十貫八百九十五匁四分八厘

10・8 定府御家中十一月渡し銀高、七貫五百八十三匁

12・8 定府御家中御値段増し御渡し銀高、五

十七貫四百六十匁九分九厘

12・27 銀札払底に付き、銀札切手発行

12・29 諸向き御払い銭高、札二千百七十貫余

慶応3年 4・8 定府御家中五月渡し、銀十一貫百

四十八匁二分

5・4 御家中五月渡し銀高、二十九貫六百八

十四匁

7・7 御家中七月渡し銀高、三十一貫三百九

十三匁

7・10 御家中七月渡し銀高、御値段増し銀高、

百九十五貫九百八十三匁七分五厘

7・10 銀札払底に付き、銀札切手追加差し出しに付き取り交ぜ通用の旨

7・12 盆前御払い高、銀札九百二十四貫六十

二匁

10・8 定府御家中十一月渡し銀高、二十貫六

百八十五匁七分三厘

12・13 定府御家中御値段増し御渡し方銀高、

五十九貫余

12・晦 諸向き御払い高、札千六十五貫三百四

十匁程(七月十五日～十二月二十六日迄)

慶応4年 閏4・19 御勝手方御難渋に付き、残石の

うち上げ米仰せ出し

5・3 御家中五月渡し銀高、十九貫二十五匁

5・29 銀札一匁を丁錢百文にて通用の旨

5・29 貨幣定価換算率

6・29 当年の夏立御小物成上納の覚、一萬

九千九十八貫百四文

9・7 鼻緒、笠根緒会所立てさせられ度く、

品物残らず会所へ差し出すべく達し

明治元年 11・3 御家中末々迄十一月渡し銀高、二

千二百八十七貫二百文

12・8 東京御家中十二月渡し高、札九貫百五

十三匁九分四厘

明治2年 7・28 錢相場、金一兩に付き十貫文

明治3年 11・22 楮抄引き替えの目途相立ち、加印

の上改めて発行

明治4年 4・18 上納券、四月晦日限り引き揚げを

触れ

15 村 替 え

嘉永3年 12・26 今般出格の思召しを以って御領分

の内村替えの御沙汰

12・26 村替えに付き、久美浜、生野へ御郡奉

行使者にて進物持参

嘉永4年 正・15 去冬御村替え仰せ蒙られ、町方御

祝いのため献上物

正・19 村替えの功勞者として堀新九郎賞詞、

地鎗御免

正・19 真田信濃守様よりの御直書、殿様御直

書到来

正・25 村替えに付き御祝儀献上(町・在)

2・11 村替え御祝い真宗寺院、岩滝千賀屋、

美含郡村々

2・15 村替え御礼詣り、北野天神並びに八幡

宮(天庄屋)

7・5 御村替えに付き、参州宝蔵寺並びに日

光参詣御札差し上げ(鳥居村新兵衛ほか)

12・19 養父郡の内五千六百八十八石余上げ知、

養父・気多・美含の内七千六百九十石余成し

下され、二千五百石余増石

12・22 村替え明細、但馬国養父郡・気多郡之

内郷村高帳之写し

嘉永5年 正・25 御直書並びに高増し帳仰せ出し

正・25 支配々々へ心得方申し渡し

2・11 江戸詰め、御充行増し仰せ出し

2・26 御上げ知村々御帳面類引き渡し(三十

三冊・十六袋)

閏2・4 生野表にて米、大豆代金請け取り目

録の写し

閏2・11 右に付き御礼のため、代官始め生野

役所へそれぞれ進物

閏2・22 代地美含郡御引き渡し相済み、久美
浜表より連絡

閏2・24 此の度御引き渡し的美含郡惣年貢銀
高、百貫九百七匁四分九厘二毛

4・15 御村替えに付き献上物一覧表

4・17 献上物に対し、御寸志成し下さる一覧
表。十九日寺院へも

4・26 町方、御村替えに付き、昨今踊り、俄

芸等催し滞り無く相済み

12・11 堀新九郎、内町新屋敷、家作出来に付

き拝領

安政2年

9・20 御所替え百五十年に付き、村々産
神の御祈祷札差し上げ

16 海 防

文化13年 5・7 浦辺御手組仰せ付け

文化15年 3・12 丹生浦御番所、番所詰めを廃し、
沖浦村什蔵相詰め

3・20 浦辺御手組へ新規差し加え(若侍)

文政4年 5・11 当御在城中、勤め方御番割り仰せ

付け(京都、浦辺警固)

10・13 殿様船にて気多郡筋へ御出

文政8年 5・15 今般、浦手御手組へ差し加え候面
々並びに繰り替えの面々

5・27 異国船、浜田沖へ来航に付き下目付を

美含郡へ派遣

5・28 異国船に付き、又兵衛口上

8・8 異国船に付き、宮津家中より返書

天保3年 5・5 浦手組、御改革に付き、御用部屋

に於いてそれぞれ申し渡し

天保4年 5・5 堀深作ほか四名、異国船防戦御備

え差し加え

12・28 異国船防戦御手組差し加え(荒木甚兵衛

ほか)

天保6年 7・7 異国船防戦御備え差し加え人名発

表

天保8年 12・晦 浦手組へ差し加え候部屋住まいの

面々、上げ知により御免

天保13年 12・28 浦辺出役の防戦御手組へ仰せ出し

天保15年 2・7 海岸防禦の内願却下

4・22 江戸近海へ異国船渡来の節、出役人配

り御書付け

8・晦 (江戸便) 異国船に備え、着具足並揃い

などは公辺伺いの上にてなさるべく注意

弘化2年 8・27 異国船渡来、襲撃に付いて心得方

触れ

9・19 海岸防備について御意これ有り、手組

申し付け

10・6 江戸近海へ異国船渡来の節御手当(名

簿)

嘉永2年 10・15 海岸防禦に付き、公儀より御達し

あり家中へ達し

嘉永3年 正・17 海岸防禦に付き、人馬駈け引き稽

古の件、公儀に伺い

正・17 異国船渡来の節差し出す人数の書付け

(二之手一〇一人、二之手七九人、海岸警備八一人

4・11 海岸防禦御手組仰せ付け

4・15 海防御人数出陣の節の心得御達し

4・21 海岸防禦、成丈け銘々所持の武器を相

用い申すべき旨

6・5 具足等江戸へ差し立て(海岸防備のため

?)

嘉永6年 6・14 異国船四艘、浦賀に乗り入れにて

騒然(江戸より詳報)

6・15 異国船乗り入れを家中に触れ、儉約と
武道勉励の申し渡し

6・16 異国船情報第二報、警備の模様、米の
値上り

6・20 異国船一条第三報、出帆は事実、理由
不明

6・27 西洋流大筒ホイッスル製造仰せ付け
(太田彦太夫・竹村次郎右衛門)

7・朔 異国船一条に付き、町在へ盆の踊り等
に付き御触れ

7・17 異国船渡来に付き、御扶助格外相減じ
候事もこれ有るべく心得を達し

7・17 アメリカ船よりの書翰に付き、公儀よ
り意見照会

8・5 アメリカ船書翰に係る意見書、堀鯉助
江戸へ持参

10・22 かねて仰せ付け置かれ候、西洋流鑄筒、
昨日鑄立て相済み

11・4 五百目玉御筒、丹生浦御番所へ相廻し
11・21 公儀、アメリカ合衆国に対する返書の
態度決定

11・21 異国船渡来莫大の物入りに付き、暫く
古銀札上納御断り

12・2 カラフト島にオロシヤ船渡来、上陸

12・12 異国船渡来、本朝一大事に付き鐘、仏
具等差し上げ願ひ(完鏡寺・末山)

12・15 経王寺、浄土真宗寺院よりも従軍申し
出

12・20 異国船防禦に付き、拝借金許可
嘉永7年 正・15 倉見宝勝寺、森尾成重寺、美含郡

円通寺より申し出
正・15 陣押し、足並揃いに付いて家中へ達し

正・23 海防に付き陣押し、足並揃いに付き注
意

正・28 海岸防禦の御書取り(太鼓槽にて寄せ太
鼓)

- 2・4 小役人以下願いに依り、陣羽織、陣笠
拝借仰せ付け
- 2・4 異国船渡来国難に付き、銀または人足
差し上げ願ひ(各村々)
- 2・5 アメリカ船の近況に付き、江戸屋敷よ
り報告
- 2・8 人数揃いは着到試し、陣押し足並揃い
は行軍試しと唱えるべき旨
- 2・8 着到試し(堀笑山、法躰にて御床机へ罷り
あり……)
- 2・9 アメリカ船近況(大砲打ち候故か、魚獵
無く魚払底)
- 2・9 長崎渡来のロシヤ船退帆。一朱銀当二
十四日より通用
- 2・11 行軍試しの節、一番貝大手御櫓台にて
寄せ貝吹き申すべき旨
- 2・12 国難に付き金子献上(魚屋町湊屋利
七・麴屋源助)
- 2・14 五ツ時半ごろ一番貝にて行軍試し実施
- 2・28 西洋流大筒、長ホイッスル御製造仰せ
付け
- 2・晦 江戸へ、異国船にて物入りのため、御
備え金三百兩送金
- 3・10 江戸城御坊主宗悦より、辻嘉平次へ城
中評議の情報提供
- 3・10 異人より蒸気車、千里鏡、写真鏡等を
幕府へ献上
- 3・10 薩州侯意見具申、異国船見聞記
- 3・11 美含郡よりの相図(狼火)試し、雨天に
付き中止
- 3・13 出石より鉄砲十五挺江戸へ差し下げ
- 3・13 長ホイッスル御筒、出町目當場辺に
て鑄立て相済み
- 3・15 異国船一件に付き献上物あり、今日御
覧(名簿等一覽)
- 3・16 異国船と応接の様、江戸屋敷より連
絡

3・17 今朝、着到試し実施

3・29 美含郡沖ノ浦村へ出張の御郡奉行より

連絡

4・6 海岸警備に付き種々と手配

4・26 異国船一件に付き、公儀より大目付触

れ

7・8 大手組御防仰せ蒙られ、用人共へ出役

勤め方の御書付け

閏7・5 加藤四郎兵衛、海防懸り仰せ付け

8・21 丹生浦御番所、当月切りにて御メ切り

9・18 快晴に付き朝五ツ前より調練(大手御櫓

台にて一番員)

9・22 大坂御用達より、異国船大坂来航の報

告

10・4 京都詰め浅沼市兵衛より大坂沖異国船

の報告(天保山付近に当藩も暮張り)

10・15 天保山御固めの模様、浅沼市兵衛より

報告

12・15 異国船の儀に付き献金(金二十五兩弘原

中村・与三左衛門、金十兩日野辺村・儀兵衛)

安政2年

3・27 宵田町油屋重次郎十五兩献金

4・22 休日の処、御手組ほか調練

5・晦 松縄手台場に殿様御出(大筒御打場)

6・8 松縄手大筒御打場(台場)御用地引き、

三畝歩・銀札九十匁

8・4 美含郡御巡村御行列帳(総勢百八十人余

8・11 今朝六ツ八歩殿様御乗馬にて、美含郡

へ御発駕

8・16 今朝、轟村六ツ六歩御発駕、七ツ七歩

御帰城

10・18 宗鏡寺の沢庵和尚夢見せの鐘献上に付

き、御作事へ相納め

10・20 公儀より寺院へ梵鐘供出方御達し(大

目付触れ)

安政4年

10・20 美含郡相谷村に破船発見、公儀へ

御届け

安政5年 11・晦 海岸御見分のため公儀御役人御巡

村、小浜より書状到来

文久3年 4・朔 海防二の手備頭伴四郎左衛門、仙

石織人と交替

4・17 非常の際の夫役人、滞り無く差し出す

よう町在へ申し談じ

慶応2年 7・晦 田辺御家中より、海岸防備に付い

て依頼の使者

8・4 宮津御家老より注進、薩長の船? 敦

賀に来航

8・5 砲戦に付き、甲冑功なく軽弁の服装肝

要の旨達し

9・13 大筒御製造に付き、お預け道具中の銅、

唐金差し出し

慶応3年 正・12 非常を知らせる相図

5・18 イギリス船一艘、宮津浦へ入津

6・21 亞国船一艘、宮津浦へ入津

8・21 今暁七ツ時、御供揃いにて御巡村(美

含郡)御出立

8・26 殿様美含郡より気多郡御巡村

8・27 御巡村より御帰城

慶応4年 3・22 松原砲台場にて大砲試発

17 儉 約

文化13年 正・28 御勝手向き御不手繰りに付き、御

暮らし方御半減

6・6 御儉約のため親類方へ十か年限中、御

音信御贈答御断り

文化14年 11・晦 御儉約の仰せ出し

文政4年 5・5 殿様思召しに依って、御儉約の御

書付け仰せ出し

5・晦 御勝手向き難渋に付き、諸向き儉約並

びに上げ米仰せ渡し、その他諸儀式等縮少の

沙汰仰せ出し

6・7 御年限中儉約仰せ出し

11・24 (十月晦日) 儉約に付き種々制約、諸芸

術費用は据え置き

11・24 (十月晦日) 殿様より三か年借米仰せ出

し。支払いに銀下され置く

12・21 御門松飾り本飾りを減じ、杭打ちに省

略

文政5年 4・6 御年限中の近親吉凶の贈答、金額

制限

7・7 音物停止徹底を励行の達し

文政6年 3・3 御充行のうち差し上げに付き、軽

少の御目録(舟木 辺、井上諷介)

6・12 御充行の内差し上げ(堀田平太夫、麻見

弾右衛門)

8・29 上げ米による御借米、年限中乍ら御用

捨仰せ出し

12・朔 御儉約の達し

文政7年 12・21 儉約の御条目仰せ出し

文政8年 正・18 在方へ儉約の趣旨申し渡し

9・7 上げ米仰せ付け

文政9年 7・5 御勝手方難渋に付き、仰せ出され

書

7・19 上げ米引き方割合、五割と六歩

9・13 下女、風俗不相応に付き差し控え伺い

(本間市左衛門)

9・17 諸杉祭礼に不相応の装束に付き追し込

め(吹田屋清助)

9・23 儉約仰せ出され書(江戸表)定府引き方

割合

文政10年 3・29 御儉約に付き在方へ申し渡し(諸

拝借金等取り上げ方不能)

4・朔 諸役所へ予算減額の達し

5・朔 御勝手向きの都合により、今日のお渡

し方延引

6・11 御勝手向き御難渋に付き、暫くの間格

別の御省略仰せ出し

6・11 左京以下暫くの間^{つら}面^ま扶持^ちを申し出

6・13 右面扶持の申し出を受諾、御借り受け

6・13 伴共の御充行差し上げ方申し出

6・15 伴共の御充行差し上げ、願いの通り借

り受け度く御頼み

6・15 御省略に付き、諸達し

6・26 御家中下人扶持割合(三割減)、上分譜

代は面扶持

6・27 上げ米に伴う諸家中への仰せ出され書

6・晦 夜分、無提灯も苦しからず

閏6・4 産物会所、泊まり番に及ばず旨

閏6・4 御用部屋、御用少なに付き半日出仕

閏6・5 上げ米に伴う小切米の割合

閏6・7 貸付金の入銀、暫くの間上納御用捨

7・5 医師、小頭以下の上げ米割合

7・12 町同心上げ米中に付き、羽織股引きの

装束無しにて町廻り可

8・18 江戸詰め上げ米割合

12・28 儉約令の一部手直し(緩和)

文政11年 正・元 御代香、御代参に付き、若党召し

連れを復活

約 文政12年 8・12 洪水被災の復旧、村方に於いてで

きるだけ自力復旧

10・4 江戸表にて御儉約の書付け(諸役人

17 儉

へ)

文政13年 8・朔 御省略で鷹狩り止め候処、小鳥相

増し作物荒らし難渋

10・21 米納、銀納に関する指示

12・21 本年も御借米、面扶持仰せ出し、なお、

大坂館入りの面々に出銀依頼、上げ米一石に

付き、銀三十匁御渡し方取り計らい

12・21 小頭以下は御含みの儀あり上げ米無用

天保6年 7・19 音信、贈答、饂別、土産等無用の

旨重ねて達し

天保7年 10・朔 下人などの扶持、正米渡し分を制

限

11・朔 上げ米一石に付き、五匁方拝借仰せ付

け

11・朔 上御減知により、家中より御充行減禄

仰せ付けられ方御願い

12・8 殿様、平日御綿服、小倉袴にて率先御

省略(江戸)

12・8 酒造更に減石

12・18 江戸屋敷人数減

12・18 諸家様へ、御省略に付き、御断り御奉

札

12・19 御省略に付き家中より伺い

天保8年 2・7 火事頭巾華美に付き御改革仰せ出

し

2・19 御馬数相減じ

2・29 御儉約の趣旨、町在へ申し付け

3・5 惣出仕、殿様より御引き方に付き御直

に仰せ出し

3・29 御引き方に付き仰せ出し

4・7 寺社への御寄付料、御祈禱料御減らし

6・29 草履取りと小使、絹羽織着用に付き、

急度叱り

7・2 殿様平日の御供立て(省略供連れ)

7・5 桜井三郎ら、当時節柄に付き御雇い滞

り無く御免

8・24 当分、馬乗り袴、裏付き御用捨

9・27 御殿勤めは弁当持参、草履も自分で仕

末の旨

10・13 御茶切りを仰せ出し時節柄に付き御茶

のみ(御年寄ほか)

10・15 御茶御口切りに付き御熨斗御祝い

11・3 御引き方歩合減少を仰せ出し

12・5 江戸表への私信制限(家中へ)

12・21 年頭初勤めは、親類、別懇以外は記帳

か手札入れ置く可き旨達し

12・24 郷中間、改法に付き相止め永の御暇

天保9年 正・17 御暇の郷中間二十六人、正月六日

江戸出立

2・7 直書により格外減少申し付け、御割合

書付け拜見

2・8 御改法に付き、山林産殖下目付滞り無

く赦免

2・8 小頭以下の割合書

3・13 今般江戸抱えの足輕を止め、出石より

詰め仰せ付け

4・朔 西御殿の御取り払い、その他出費減の

ため諸申し渡し

5・3 来る子年迄三か年厳しく儉約の旨供連

れ等書き出し

天保10年 10・16 月割り(予算)御減少

11・15 御暮らし方取り縮めに付き、心付きの

儀封書にて差し出し候様達し

天保11年 正・28 殿様御直書を以って、勝手方趣法

相立て候様仰せ出し

2・4 惣出仕、御直書を以って、心付き差し

出し方仰せ出し

2・15 御人減らし(天明以来新抱え小頭以下)仰

せ出し

- 2・15 御引き方の御書付け御渡し、下人扶持
御減らし
- 2・22 天明元年四月二十六日以後、新抱えの
小頭以下此の度御暇
- 2・23 御出入りの大庄屋等へ御米成し下さら
ず、又は半減の申し渡し
- 6・8 聖天の五穀祈禱願い、儉約に付き三日
を二日に短縮
- 9・11 御直書一統拝見、名主、大庄屋へも拝
見仰せ付け
- 9・29 御所替え後召し抱え候小頭以下、天明
以来召し抱えの小役人ら、無勤仰せ付け
- 10・14 家中子弟(十一歳〜十五歳の弘道館生)に
御用弁を御頼み
- 10・15 天明以来御取り立ての向き、明十六日
より無勤
- 10・24 難渋に付きそれぞれ五か年の内、請け
免石数相願い
- 11・8 妻、帯付けに緋縮緬着用致し、不念に
付き差し控え伺い(堀幸之進)
- 天保12年 2・25 公儀中陰中の雛飾り苦しからず、
客来、配り物相成らず旨
- 8・15 御所替え後御取り立てに付き、無勤申
し付け(永井喜六・依田證湖ほか)
- 9・26 御減法により、小頭以下小者人数二百
三十人に仰せ出し
- 9・27 繋ぎ扶持の面々永の御暇、一年分仕給
- 11・5 惣出仕、直々無勤、預かり米、減方、
繰り下げ等申し渡し
- 11・5 御医師共へ申し渡し。小役人より詰め
番迄へ申し渡し
- 天保13年 2・15 御充行歩合その外、御書付けを以
って仰せ出し
- 5・24 衣類等の御達し(儉約令)
- 7・7 家中御充行三割引き以上には御心付け
- 天保15年 5・24 諸向き御取り縮めに付き、御用向

きの外、御坊主へ用弁申し付けまじき旨

弘化2年

4・17 子弟も無断他参禁止、他参の節饒

別、土産等禁止

7・8 儉約の御直書を以って申し付け

嘉永元年

3・15 敵しき御省略に付き、同席共申し

合わせ

7・朔 御勝手方難渋に付き、御借財据え置き。

家中への一時貸し当分差し留め

嘉永6年

8・20 質素儉約、土道振興の御直書

安政3年

2・16 重ねて敵重の御節儉仰せ出し

2・24 雛飾り一对のみ、床飾り堅く無用、初

節句客相止め

3・朔 御直書並びに年寄中より、殿様へ儉約

方誓約

3・15 省略筋申し渡し

5・朔 役々へ省略筋仰せ出し

万延元年

閏3・17 御目付を以って、儉約方家中へ

お達し

5・20 雨天続きにて不作に付き、米不足、値

段暴騰、儉約を触れ出し

12・11 稀なる凶作に付き、御儉約のお触れ

12・29 小頭以下へ風儀、節儉等堅く達し

文久2年 10・15 殿様登城の節の供連れ減少

元治2年 正・晦 節約筋の儀に付き御直書

2・8 小頭以下へ儉約の箇条

慶応4年 4・25 御省略方（鎗持たさせ候に及ばず、

諸道具自分にて持参）

4・29 家中より扶持差し上げ方申し出

閏4・朔 家中より残石等差し上げ方申し出

明治2年 4・12 節儉に付き御直書

